

清掃事業の概要



平塚市環境部

5 Rでごみを減らそう

- リフューズ
Refuse-ごみになるものはもらわない-
- リデュース
Reduce-ごみを減らす-
- リユース
Reuse-繰り返し使う-
- リサイクル
Recycle-再利用する-
- リニューアブル
Renewable-環境負荷の低いものを使う-

市民の鳥「しらさぎ」(こさぎ)



市民の花「なでしこ」



市民の木「くすのき」



シンボルマークの組み合わせ



平塚市民憲章

昭和 57 年 4 月 1 日
告示第 27 号

(前文)

わたくしたちのまちは、東海道五十三次の一つの宿場として古く知られていましたが、国鉄が開通してから農・漁・商業に工業が加わり、近代的な都市となりました。不幸にして関東大震災と第二次大戦によって打撃を受けましたが、雄々しく立ち直り、今や湘南屈指の都市として発展をつづけております。

北に丹沢、西に富士を仰ぎ、南は相模灘に臨み、おだやかな四季、豊かな水など自然の環境にめぐまれています。

このまちを一層住み心地のよい都市に成長させることがわたくしたちの責任です。市制 50 周年にあたり、わたくしたち平塚市民の生活指標として、ここに市民憲章を制定します。

(主文)

- 1 わたくしたちは、自然を愛し、秩序をまもり、うるおいのある心を育てます。
- 1 わたくしたちは、心身を鍛え、仕事に励み、明るい家庭をきずきます。
- 1 わたくしたちは、地域の行事にすすんで参加し、友愛の輪を広げます。
- 1 わたくしたちは、心を合わせ、安全なまち、豊かなまちをつくります。
- 1 わたくしたちは、教養を高め、文化をはぐくみ、世界に目を開きます。

目次

第1章 市の概要

1 位置と地勢	1
2 人口及び世帯数	2

第2章 事業体制

1 組織	3
(1) 機構	3
(2) 事務分掌	4
2 保有車両	6
3 処理施設	7
(1) 処理施設の配置	7
(2) ごみ焼却施設	8
(3) 粗大ごみ破碎処理施設	8
(4) 資源化等施設	8
(5) 一般廃棄物最終処分場	9

第3章 ごみ処理

1 ごみ処理の沿革	10
2 ごみの区分	15
3 ごみ処理の流れ	16
4 収集・運搬の概要	17
5 ごみの排出状況	18
6 ごみの処理状況	19
7 ごみ処理事業経費の現状	19
8 ごみ組成	20

第4章 ごみの減量化・資源化活動及び美化活動

1 ごみの減量化・資源化活動	21
(1) 啓発イベントの実施	21
(2) 啓発チラシの回覧	21
(3) 清掃業務見学会	21
(4) ごみ学級	21
(5) ごみ収集車見学会	22

(6) 平塚市ごみ減量化推進委員会	22
(7) 生ごみの減量化・資源化活動	23
(8) 平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度	23
(9) 多量排出事業者への指導	23
(10) ごみの減量化・資源化のキャラクター	24
(11) 使用済み小型家電の資源化.....	24
(12) 蛍光管の資源化.....	25
(13) 剪定枝の資源化.....	25
2 美化活動	26
(1) 美化推進事業	26

第5章 生活排水処理

1 生活排水処理の概要.....	27
2 生活排水処理の流れ.....	27
3 生活排水処理形態別人口	28
4 し尿及び汚泥の収集運搬処理	28
5 公衆トイレの維持管理	28

第6章 資料

1 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	29
2 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	39
3 平塚市リサイクルプラザの設置及び管理等に関する条例	46
4 平塚市リサイクルプラザの設置及び管理等に関する条例施行規則.....	48
5 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例.....	50
6 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例施行規則	55
7 一般廃棄物の処理手数料改正経過表	57
8 平塚市一般廃棄物処理業許可業者一覧.....	58
(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧	58
(2) 一般廃棄物処分業許可業者一覧	59

第1章 市の概要

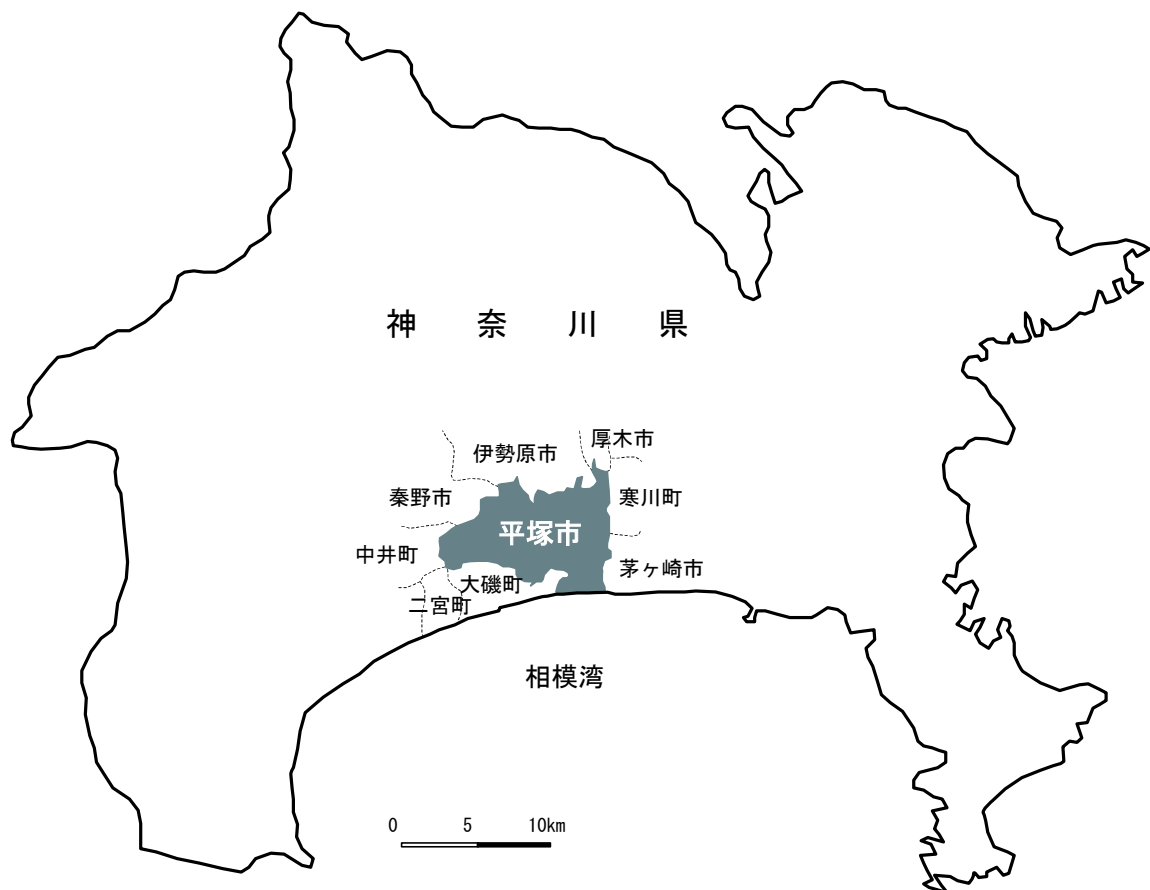
1 位置と地勢

本市は首都 50km 圏の神奈川県中央南部（最東端が東経 139 度 22 分 32 秒、最南端が北緯 35 度 18 分 44 秒、最西端が東経 139 度 14 分 20 秒、最北端が北緯 35 度 24 分 14 秒）に位置し、市域の面積は 67.88km²あります。

南側は太平洋に面しており、海岸線延長は 3,824m あります。また、東方は、相模川をへだて茅ヶ崎市・寒川町に、北方は、厚木市・伊勢原市・秦野市の各市に、西方は、中井町・二宮町、金目川をはさんで大磯町に隣接しています。

地形は、相模川と金目川の下流域に発達した平野とそれを取り囲む台地及び丘陵からなっています。背後に丹沢大山山麓を控え、富士箱根連山を遠望する四季温暖な気候に恵まれた土地です。

図 1-1 本市の位置

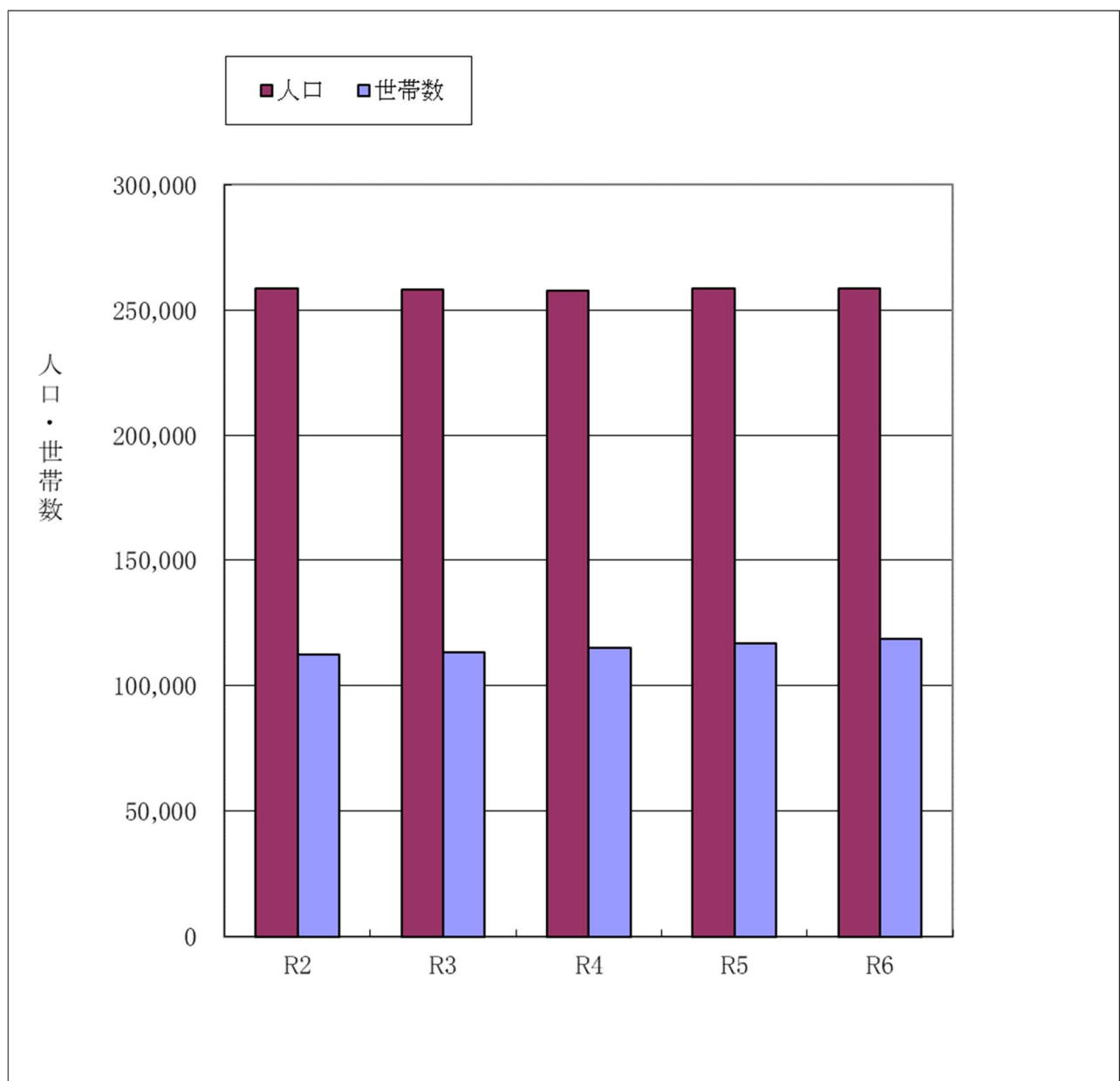


2 人口及び世帯数

表 1-1 人口及び世帯数の推移（各年度 10 月 1 日現在）

年 度	人 口	世 帯 数
R2	258,422	112,191
R3	257,883	113,350
R4	257,713	116,746
R5	258,463	116,686
R6	258,380	118,294

図 1-2 人口及び世帯数の推移（各年度 10 月 1 日現在）



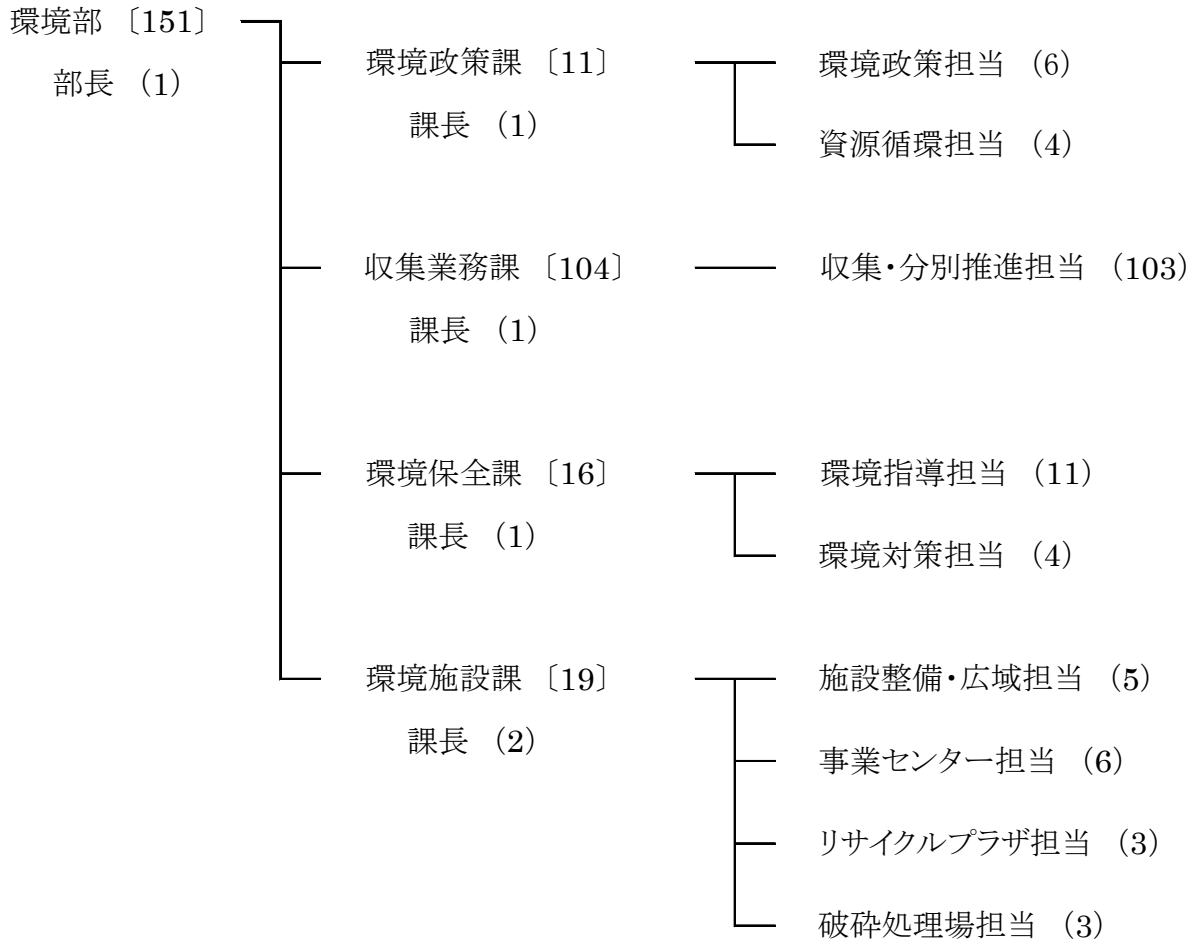
第2章 事業体制

1 組織

(1) 機構

(令和6年10月1日現在)

図2-1 機構図



※()内の数値は人数を表します。

(2) 事務分掌（令和 7 年 3 月 31 日現在）

環境政策課（環境政策担当 資源循環担当）

- (1) 環境政策の総合的企画及び調整に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (4) 環境保全団体との連絡調整に関すること。
- (5) 環境管理システムの推進に関すること。
- (6) 平塚市環境審議会に関すること。
- (7) 市民の鳥に関すること。
- (8) 環境影響評価に関すること。
- (9) 平塚市環境みどり基金に関すること(他部課の主管に属するものを除く。)
- (10) 資源循環型社会の形成及び推進に関すること。
- (11) 廃棄物の減量化及び資源化の推進に関すること。
- (12) 一般廃棄物処理業の許可に関すること。
- (13) 平塚市廃棄物対策審議会に関すること。
- (14) さわやかで清潔なまちづくりの啓発及び推進に関すること。
- (15) 一般廃棄物処理計画に関すること。
- (16) 部内の他課の主管に属さない不法投棄対策に関すること。
- (17) 部内の他課の主管に属さない廃棄物対策に関すること。
- (18) 部内の総合調整及び事務連絡に関すること。

収集業務課（収集・分別推進担当）

- (1) ごみ等の収集及び運搬に関すること（他部課の主管に属するものを除く。)
- (2) ごみ等の分別及び排出の指導に関すること。
- (3) 動物の死体の収集、運搬及び処理に関すること。
- (4) 清掃手数料の賦課徴収に関すること。
- (5) ごみ集積所の設置に関すること。
- (6) し尿等の収集及び運搬の委託に関すること。
- (7) 浄化槽清掃業の許可に関すること。
- (8) 公衆便所（公園施設を除く。）に関すること。
- (9) 不法投棄物の調査、回収等に関すること。

環境保全課（環境指導担当 環境対策担当）

- (1) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に基づく届出の受理、調査、指導、命令、大気汚染の常時監視等に関する事。
- (2) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく騒音を規制する地域の指定、規制基準の設定、届出の受理、調査、指導、自動車騒音の常時監視等に関する事。
- (3) 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)に基づく悪臭原因物の排出を規制する地域の指定、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準の設定、調査、指導、命令等に関する事。
- (4) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)に基づく振動を防止する必要がある地域の指定、規制基準の設定、届出の受理、調査、指導等に関する事。
- (5) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)に基づく届出等の受理、調査、指導、命令、水質汚濁の常時監視等に関する事。
- (6) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和 46 年法律第 107 号)に基づく届出の受理、指導、命令等に関する事。
- (7) 土壤汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)に基づく届出の受理、調査、指導、命令等に関する事。
- (8) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成 9 年神奈川県条例第 35 号)に基づく指定事業所の設置等の許可、届出の受理、指導、調査、命令等に関する事。
- (9) 公害の調査分析、監視測定及び公害情報等に関する事。
- (10) 公害の苦情、陳情等の処理に関する事。
- (11) その他公害の防止等生活環境の保全に関する事。
- (12) 自然環境の保全に関する事。
- (13) 土砂等による埋立て等の規制に関する事。
- (14) 鳥獣の飼養、捕獲等に関する事。
- (15) 特定外来生物による被害の防止に関する事。
- (16) 市有墓地に関する事。
- (17) 墓地等の経営の許可等に関する事。
- (18) 衛生事業に係る計画及び調整に関する事。
- (19) 衛生害虫等の駆除に関する事。
- (20) 動物の愛護及び適正な飼養の啓発に関する事。
- (21) 狂犬病予防に関する事。
- (22) 公衆衛生（公衆浴場等）に関する事。
- (23) 動物の飼養又は収容の許可に関する事。
- (24) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等に関する事。

環境施設課（施設整備・広域担当 事業センター担当 リサイクルプラザ担当 破碎処理場担当）

- (1) 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。
- (2) ごみ処理広域化に関すること。
- (3) ごみ及びし尿等の処分に関すること。
- (4) 清掃手数料（し尿を除く。）の賦課徴収に関すること。
- (5) 環境事業センターの維持管理及び運営に関すること。
- (6) 一般廃棄物最終処理場の維持管理及び運営に関すること。
- (7) 平塚市リサイクルプラザの維持管理及び運営に関すること。
- (8) 資源再生物の処理に関すること。
- (9) 粗大ごみ破碎処理場の維持管理及び運営に関すること。

2 保有車両

表 2-1 保有車両

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

種別	車両タイプ	台数
ごみ収集車（可燃）	2t 車	15
ごみ収集車（可燃）	3.5t 車	27
計		42

種別	台数
深ダンプ	3
平ボディトラック	2
軽トラック	3
バン	1
軽ライトバン	2
計	11

○その他の車両

深ダンプ 1 台
 ショベルローダー 4 台
 フォークリフト 5 台

3 処理施設

(1) 処理施設の配置

図 2-2 処理施設の配置図



表 2-2 処理施設の配置場所

	施設名	所在地
①	環境事業センター	平塚市大神三丁目 15 番 1 号
②	粗大ごみ破碎処理場	平塚市堤町 3 番 5 号
③	平塚市リサイクルプラザ【愛称：くるりん】	平塚市四之宮七丁目 3 番 5 号
④	遠藤原一般廃棄物最終処分場	平塚市土屋 585 番地

(2) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設では、可燃ごみや粗大ごみ破碎処理施設で破碎・選別された可燃残渣等を焼却します。焼却後は、焼却残渣、不燃残渣、磁選物等に分かれ、資源化業者に運搬し、資源化します。また、焼却熱を回収し高効率発電を行います。ごみ焼却施設の概要は次のとおりです。

表 2-3 ごみ焼却施設の概要

施 設 名	環境事業センター
所 在 地	平塚市大神三丁目 15 番 1 号
竣 工 年 月	平成 25 年 9 月
敷 地 面 積	12,845.23 m ²
焼 却 方 式	流動床式
処 理 能 力	315t/日 (105t×3 炉)
発 電 能 力	5,900kW

(3) 粗大ごみ破碎処理施設

粗大ごみ破碎処理施設では、不燃ごみや粗大ごみ等を破碎・選別します。破碎・選別後は、金属類、可燃残渣、不燃残渣に分かれます。金属類は資源化し、可燃残渣はごみ焼却施設で焼却、不燃残渣は一般廃棄物最終処分場に埋め立てられます。粗大ごみ破碎処理施設の概要は次のとおりです。

表 2-4 粗大ごみ破碎処理施設の概要

施 設 名	粗大ごみ破碎処理場
所 在 地	平塚市堤町 3 番 5 号
竣 工 年 月	平成元年 3 月
敷 地 面 積	4,297.51 m ²
処 理 方 式	横型回転衝撃せん断方式
処 理 能 力	55 t /5h

(4) 資源化等施設

資源化等施設には、資源再生物を中間処理する工場部門とごみの減量化、資源化を啓発する啓発部門があります。工場部門では空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）を選別・処理します。空き缶類はスチール缶とアルミ缶に選別し、圧縮します。ビンは、種類ごとに選別します。ペットボトルや容器包装プラスチック（プラクル）は圧縮梱包します。これらのものは資源化業者で資源化されます。

また、啓発部門では市民の啓発のための情報発信コーナー、研修室等が設置されています。資源化等施設の概要は次のとおりです。

表 2-5 資源化等施設の概要

施 設 名	平塚市リサイクルプラザ（くるりん）
所 在 地	平塚市四之宮七丁目 3 番 5 号
竣 工 年 月	平成 16 年 3 月
敷 地 面 積	10,656 m ²
処 理 能 力	・ スチール缶：4.56 t /6h ・ アルミ缶：2.64 t /6h ・ ビン：12.8 t /5h ・ ペットボトル：4.56 t /6h ・ 容器包装プラスチック（プラクル）：22.3 t /5h 合 計：46.86 t /日
啓 発 部 門	・ 情報発信コーナー ・ 体験室 ・ 図書コーナー ・ 研修室 ・ 会議室

(5) 一般廃棄物最終処分場

粗大ごみ破碎処理施設で破碎・選別された不燃残渣を埋め立てています。第 1 期分はすでに埋立が終了しており、現在は第 2 期分の埋立を行っています。施設の概要は次のとおりです。

表 2-6 一般廃棄物最終処分場の概要

施 設 名	遠藤原一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	平塚市土屋 585 番地	
	第 1 期分	第 2 期分
竣 工 年 月	昭和 59 年 3 月	平成 9 年 3 月
全 体 面 積	55,939 m ²	
埋 立 面 積	17,850 m ²	26,600 m ² (重複分 8,150 m ²)
埋 立 容 量	223,000 m ³	233,000 m ³
埋 立 方 式	サンドイッチ・セル方式	
遮 水 方 式	合成ゴムシート遮水	ポリエチレンシート遮水
水 処 理 能 力	110 m ³ /日	

第3章 ごみ処理

1 ごみ処理の沿革

昭和	月	
14		南原ごみ焼却場 3 炉連結 2 基、処理能力 4,000 貫/日 (15t/日) 着工、完成
26	4	「平塚市塵芥処理手数料徴収条例」を施行する
30	4	「平塚市塵芥処理手数料徴収条例」を廃止し、新たに「平塚市清掃条例」を施行する
32	2	最適な肥料として堆肥を生産する NG 式じんかい、し尿堆肥化処理テストプラント設置。処理能力じんかい 3t/日、し尿 5t/日
33	12	大神清掃作業所（し尿処理施設）処理能力 54kl/日 着工
35	3	県下初のし尿処理施設完成
37	10	大神清掃作業所（し尿処理施設）増設工事 処理能力 126kl/日
	12	大神清掃作業所内に 75t/日、岩本式強制通風固定炉設置工事(付帯設備 100 t 設計)着工
38	4	定日容器収集週 2 回取り、繁華街のみ週 3 回取りを開始する
	11	岩本式強制通風固定炉完成
39	4	一般家庭について、ごみ収集手数料を無料とする
41	7	美化運動及び美化推進委員会が発足する
42	10	焼却炉増設 25t/日、計 100t/日となる
45	10	大神清掃作業所内に 90t/日、炉 2 基連続機械式焼却炉設置工事着手（焼却炉増設）
	11	コンテナ機械車による学校、高層住宅の収集実施
46	5	不燃ごみ収集のため、ダストボックス 36 個購入し、国鉄線路南側海岸方面及び八間通り西側の一部に、収集日前日に所定の場所に配布し、翌日クレーン付ダンプ車 2 台により引き上げる方式を実施する
47	2	下水上最終処分場の埋立てを開始 埋立予定期間 10 年、借地面積 38,371 m ² 、埋立容量 200,000 m ³
	4	「平塚市清掃条例」を廃止し、新たに「平塚市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を施行する
	5	連続機械式焼却炉完成（90t/24h×2 炉） 不燃ごみ収集のため、ダストボックス 24 個購入し、八幡、四之宮、真土、に配置し、分別収集の充実を図る
48	9	50t/5h 処理の粗大ごみ破碎処理場設置工事着工
49	3	同上施設完成
	10	ダストボックスを廃止、指定場所へそのままの状態で排出する方式を採用、不燃・粗大ごみ全市域月 2 回、定期収集実施

51	9	小動物焼却炉完成 連続機械式焼却炉（90t/24h×1 炉）増設工事着工
52	3	同上施設完成、総処理能力 270t/24h となる
	4	PTA などの各団体から回収した資源ごみを買上げる事業を始める
55	10	乾式塩化水素除去装置（消石灰使用）設置工事着工
56	3	同上完成
57	7	遠藤原一般廃棄物最終処分場着工
58	3	し尿処理施設完成（180kℓ/日）
	4	乾電池を有害ごみとして区分する
	8	下水上最終処分場浸出水処理施設完成 処理能力 100 m³/日
59	3	遠藤原一般廃棄物最終処分場完成
60	10	ごみ焼却施設（294t/24h）設置工事着工
61	4	新分別（4 分別「燃せるごみ・燃せないごみ・資源ごみ・臨時ごみ」）方式に移行 自治会単位の全市民を対象とした定日・ごみ集積所方式の資源ごみ買い上げ事業を始める
63	3	ごみ焼却施設完成
	6	粗大ごみ破砕処理施設（55t/5h）設置工事着工
	7	ごみ減量化婦人の会が発足する
平成		
元	3	粗大ごみ破砕処理施設完成
2	7	コンポスターの斡旋を始める
	3	小動物焼却処理施設建物（鉄骨平屋建）が完成
3	4	牛乳パックの資源化回収を始める
4	4	週休 2 日制導入に伴い収集区域を変更する
	7	EM 菌活性生ごみ処理テストを開始する
5	3	一般廃棄物処理基本計画を策定する
	4	廃食用油の資源化回収を始める
6	4	一般廃棄物最終処分場第 2 期事業（計画容量 233,000 m³）に着手する ごみ集積所イエローカード制を始める
	9	厚生大臣より「クリーンリサイクルタウン」の選定を受ける
7	3	小動物焼却処理施設完成（100kg/2h）
	4	モデル地区でオフィス町内会制度を実施する モデル地区で資源化、減量化協力店制度を実施する
8	2	ごみの減量化資源化キャラクター「クルクル」を公募により決定する
	4	「平塚市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を廃止し、新たに「平塚市廃棄物の減量化、資

		源化及び適正処理等に関する条例」を施行する
	5	ごみゼロクリーンキャンペーン開始する
9	3	一般廃棄物最終処分場第2期事業が完成する
10	4	ダイオキシン類対策のため環境事業センター焼却施設集塵機（バグフィルター方式）変更の工事に着手する
	6	「湘南西ブロックごみ処理広域化調整会議」設立
	12	「平塚市環境基本条例」を制定する
11	2	環境審議会を設置する
	4	ペットボトルの資源化回収を始める
		完全週休2日制導入に伴い収集区域を変更する
		一般廃棄物処理基本計画を改訂する
12	2	ごみ焼却施設集塵機変更の工事が完成する
	3	平塚市環境基本計画を策定する
	7	家庭用電動生ごみ処理機の購入費補助制度を始める
13	4	家電リサイクル法施行に伴い一般廃棄物の処理手数料を改正する
14	12	平塚市リサイクルプラザの建設工事着工
15	10	家庭用パソコンのリサイクルが始まり、家庭用パソコン（JEITA 参加メーカー製造品）の収集を廃止する
16	3	「湘南西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査」中間報告書を作成する
		平塚市リサイクルプラザ（くるりん）完成
	4	プラクルの資源化回収を始める
	10	二輪車リサイクルの自主取組みシステムの確立により、オートバイの回収を廃止する
17	3	「湘南西ブロックごみ処理広域化実現可能性調査」最終報告書を作成する
	6	第1回くるりんまつりを開催する
18	2	平塚市、大磯町、二宮町で「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定書」を締結する
	3	一般廃棄物処理基本計画を改定する
	10	平塚市、大磯町、二宮町で、「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定書合意解除証書」を締結する
		平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例を施行する
19	12	平塚市、大磯町で「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定書」を締結する
21	4	平塚市リサイクルプラザ施設運転管理委託における包括的民間委託を実施する
22	3	平塚市、大磯町、二宮町で「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に係る覚書」を締結する
		特定ごみ制度を廃止する

23	4	(仮称) 次期環境事業センター整備のため、平塚市のし尿処理施設へのし尿の搬入を中止し、し尿の共同処理を大磯町と開始する 臨時ごみ、大型ごみの回収にシール制度を導入する 1市2町ごみ処理広域化推進会議を発足する
	5	(仮称) 次期環境事業センター整備・運営事業の本契約締結 (DBO 方式)
	9	(仮称) 次期環境事業センター (315t/24h) 建設工事着工
	10	公共施設から排出される剪定枝の資源化事業を開始する
	11	大型生ごみ処理機設置モデル事業をめぐみが丘で開始する
	1	事業系ごみの収集を一般廃棄物処理許可事業者に全面移行する
	3	(仮称) 次期環境事業センター建設工事の起工式が行われる
	6	市民提案型協働事業「一般家庭での生ごみ処理推進事業」が始まる
	24	3 一般廃棄物処理基本計画を改訂する 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画を策定する 平塚市・大磯町・二宮町の1市2町で、「一般廃棄物処理に係る事務事業の広域化に関する基本協定」を締結する
	25	3 公共施設から排出される剪定枝の資源化事業を終了する 4 大磯町から平塚市リサイクルプラザへの搬入が始まる 9 ごみ焼却施設が完成する
	10	大磯町から環境事業センター及び粗大ごみ破碎処理場への搬入が始まる
26	3	市民提案型協働事業「一般家庭での生ごみ処理推進事業」を終了する
	4	平塚市ごみ減量化婦人の会の名称を平塚市ごみ減量化推進委員会に変更する
	10	小型家電の公民館等による拠点回収を始める 蛍光灯の分別回収及び資源化委託を始める
27	3	一般廃棄物処理基本計画を改訂する 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画を改訂する
	4	二宮町から平塚市リサイクルプラザ及び粗大ごみ破碎処理場への搬入が始まる
	10	ごみの種類の呼称を広域化実施計画に基づき変更し、ごみ分別表を全戸配布する 剪定枝の分別収集を開始し、二宮町ウッドチップセンターへの搬入を開始する 一般家庭や公共施設から排出される剪定枝の資源化委託を始める
	28	3 しもみずあげ 下水上最終処分場浸出水処理施設の運転を終了する 大型生ごみ処理機設置モデル事業を終了する
29	4	二宮町から環境事業センターへの搬入が始まる
	3	家庭用電動生ごみ処理機の購入費補助制度を終了する
	4	市内全域の不燃ごみ、有害ごみの収集運搬を民間業者に委託する

31 令和 元 3 3 4	6	平塚市のごみ分別アプリ「さんあ〜る」の配信を開始する
	4	市内全域の粗大ごみ、剪定枝の収集運搬を民間業者に委託する ペット等の小動物死体収集運搬及び焼却処理を民間業者に委託する
	10	市内 3 地区で可燃ごみ戸別収集の社会実験を開始する
	3	一般廃棄物処理基本計画を改定する 平塚・大磯・二宮ブロック ごみ処理広域化実施計画を改訂する
	4	市内 3 地区で可燃ごみ戸別収集を本格実施する（市内全域に順次拡大） 市内一部地区のペットボトル・プラクルの収集運搬を民間業者に委託する
	4	市内一部地区の可燃ごみの収集運搬を民間業者に委託する

2 ごみの区分

表 3-1 ごみの分別区分と種類

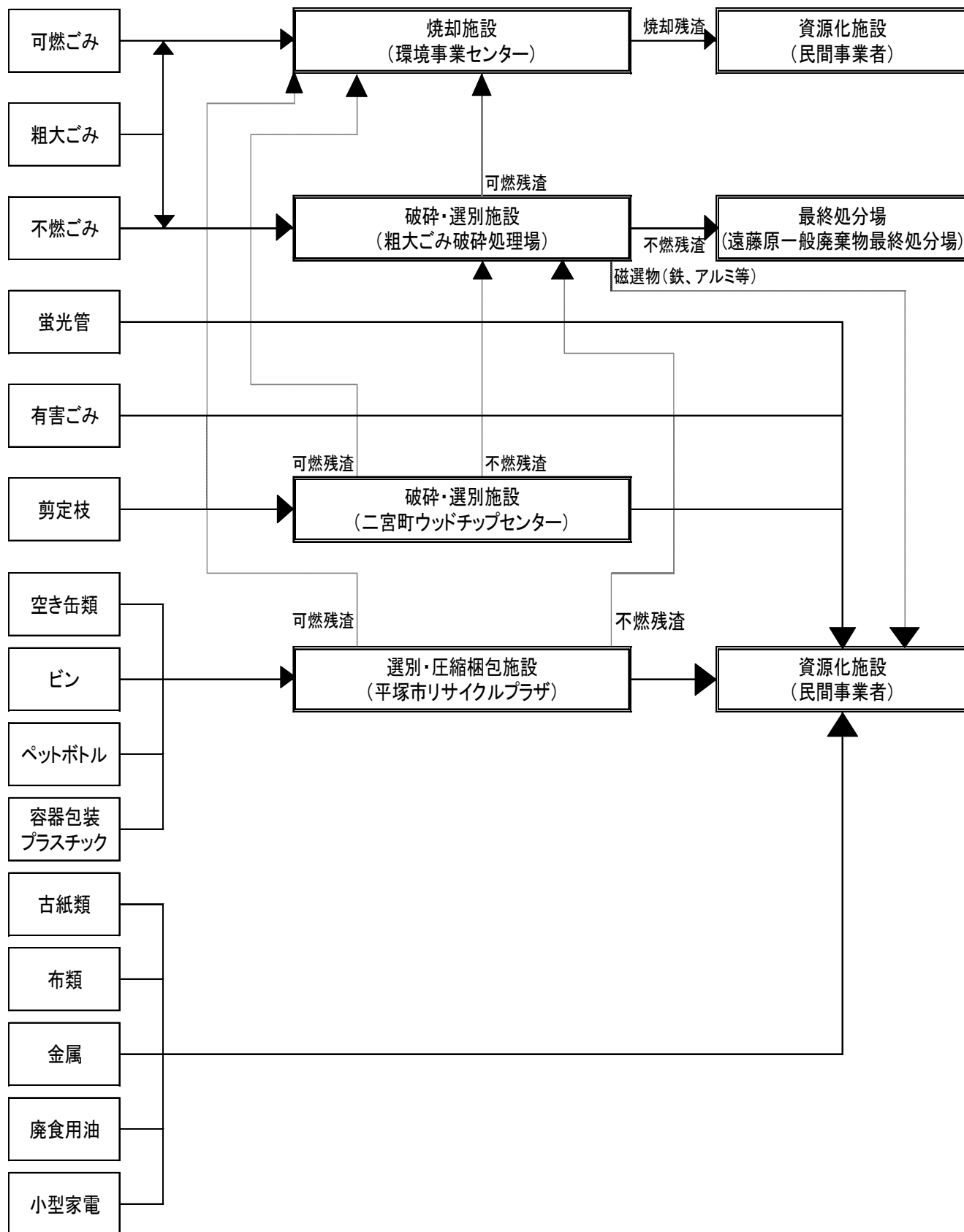
令和 7 年 3 月 31 日現在

分別区分	種類
古紙類	新聞、チラシ
	雑誌、本類
	段ボール
	紙パック（牛乳やジュース、酒類の紙パック）
	その他紙類（名刺以上の大きさ）
空き缶類	缶類
金属	金属類（やかん、なべ、石油ストーブ等）
ビン	酒類、飲料水、調味料、化粧品等のびん
布類	衣類、カーテン、毛布等の布類
廃食用油	使用済みの天ぷら油
ペットボトル	 の表示のあるボトル （清涼飲料、しょうゆ、酒類、みりんの容器等）
容器包装プラスチック （プラクル）	 の表示のある容器と包装
不燃ごみ	板ガラス、木材（加工品）、植木鉢、鏡、かさ、皿などの陶器類、CD、炊飯器、扇風機、掃除機、バケツ、電球等
蛍光管	直管型蛍光管、環型蛍光管、電球型蛍光管
有害ごみ	乾電池、血圧計（水銀）、体温計（水銀）、ライター類
可燃ごみ	生ごみ、枯葉、靴、ざぶとん、資源にならない油等のしみた紙、吸殻、スポンジ、使い捨てカイロ、カセットテープ、ビデオテープ等
小型家電	小型家電回収ボックスの投入口（30 c m×15 c m）に入る長さ 20 c m 程度の電気や電池で動く家電製品 （例：携帯電話、ゲーム機、デジカメ、コード、AC アダプタ、リモコン、イヤホン、CD プレーヤー、PC 付属品等）
せんていえだ 剪定枝	家庭の庭木を剪定した枝・幹（葉が付いていても構わない）
粗大ごみ	イス、応接セット、カーペット、ござ、タンス、机、テーブル、ふとん、ベッド、マットレス等

3 ごみ処理の流れ

図 3-1 ごみ処理の流れ

令和 7 年 3 月 31 日現在



4 収集・運搬の概要

表 3-2 収集・運搬の概要

令和 7 年 3 月 31 日現在

分別区分	運営方法	収集方法	排出日時		収集車両	排出方法	
			頻度	時間			
古紙類	委託	ごみ集積所 (約 2,900 か所)	月 2 回	早朝 ～8:30	ごみ収集車	新聞等：束ねて縛る 紙パック：コンテナ（水色） その他紙：紙袋	
空き缶類						コンテナ（黄色）	
金属					平ボディ車	コンテナ（黄色） の外側に	
ビン						コンテナ（灰色）	
布類					ごみ収集車	ひもで縛るか紙袋	
廃食用油					平ボディ車	ペットボトルに入 れてふたをしてコ ンテナ（緑色）	
ペットボトル	直営 (一部委託)		週 1 回		ごみ収集車	透明または半透明 の袋	
容器包装 プラスチック (プラクル)						束ねるか透明また は半透明の袋	
不燃ごみ	委託		月 2 回			乾電池ボックス へ投入	
有害ごみ						透明または半透明 の袋	
可燃ごみ	直営 (一部委託)	ごみ集積所 (約 10,000 か所) (一部戸別収集)	週 2 回	回収ボックスへ 投入			
小型家電	直営	公民館等の拠点	随時 排出	—		ひもで束ねる	
剪定枝	委託	各戸収集	随時 申込			深ダンプ	—
粗大ごみ						収集専用車	
小動物等	委託	各戸収集 路上収集					

5 ごみの排出状況

表 3-3 ごみの排出状況

(単位：t)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
可燃ごみ	41,848	40,927	39,737	37,875	36,980
不燃ごみ	4,134	3,575	3,120	3,023	3,090
資源ごみ	16,005	15,207	15,037	14,524	14,300
古紙類	6,576	6,387	6,270	6,054	5,846
空き缶類	970	927	868	805	778
金属	893	693	692	650	616
ビン	1,717	1,679	1,641	1,569	1,500
布類	1,431	1,177	1,211	1,163	1,141
廃食用油	107	102	89	83	80
ペットボトル	984	985	1,019	1,046	1,127
容器包装プラスチック	3,079	3,038	3,020	2,963	3,008
剪定枝（家庭のみ）	200	157	162	145	158
小型家電	48	62	65	46	46
粗大ごみ	273	236	222	232	273
有害ごみ	63	55	42	32	34
家庭系ごみ合計	62,323	60,000	58,158	55,686	54,677
事業系ごみ合計	17,858	18,190	18,802	18,262	17,506
総排出量	80,181	78,190	76,960	73,948	72,183
排出原単位 (g/人・日)	850.1	830.7	818.2	781.7	765.4

人口(人)	258,422	257,883	257,713	258,463	258,380
-------	---------	---------	---------	---------	---------

(令和 6 年度の数値は速報値のため変更されることがある。)

6 ごみの処理状況

表 3-4 ごみの処理状況

(単位:t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全 焼 却 量	62,025	61,118	60,503	57,799	56,345
直 接 焼 却	58,849	58,317	57,766	55,369	53,834
中間処理後焼却	3,176	2,801	2,737	2,430	2,511
全 埋 立 量	827	716	429	649	648
中間処理後埋立	827	716	429	649	648
総 資 源 化 量	21,193	19,929	19,282	18,701	18,293
中間処理後資源化	8,072	7,755	7,460	7,265	7,174
焼却残渣資源化	4,207	3,838	3,741	3,632	3,614
直接資源化	8,914	8,336	8,081	7,804	7,505
リ サ イ ク ル 率	26.4%	25.5%	25.1%	25.3%	25.3%

(リサイクル率(%))=総資源化量/総排出量×100)

(令和6年度の数値は速報値のため変更されることがある。)

7 ごみ処理事業経費の現状

表 3-5 ごみ処理事業経費の現状

(単位:千円)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
		中間処理施設	0	0	0	0	0
		最終処分場	81,998	0	0	0	0
		その他の	0	0	0	0	0
	調査費	0	0	0	0	0	
	小計		81,998	0	0	0	0
処理及び維持管理費	人件費	一般職	230,092	239,327	254,051	254,755	265,238
		技能職	1,080,603	1,039,895	994,203	935,418	883,712
		中間処理	0	0	0	0	0
		最終処分	14,774	17,987	18,480	23,612	23,906
		小計	1,325,469	1,297,209	1,266,734	1,213,785	1,172,856
	処理費	収集運搬費	111,713	113,693	111,479	108,536	113,720
		中間処理費	284,457	62,829	75,571	66,389	314,213
		最終処分費	12,783	14,580	16,430	15,244	22,951
	車両等購入費	0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費	194,805	199,568	303,561	434,540	470,505
		中間処理費	837,980	825,599	868,695	889,846	930,129
		最終処分費	45,391	46,279	46,565	50,070	53,003
		小計	2,812,598	2,559,757	2,689,035	2,778,410	3,077,377
	その他の		141,281	135,804	140,689	158,875	175,549
合計		3,035,877	2,695,561	2,829,724	2,937,285	3,252,926	

(令和6年度の数値は速報値のため変更されることがある。)

8 ごみ組成

表 3-6 ごみ組成

(単位: %)

測定項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
種類別組成	紙・布類	47.0	48.0	43.7	46.8	42.6
	合成樹脂類	20.5	22.0	25.3	23.9	28.4
	木・竹類	14.9	12.5	16.9	14.5	12.3
	厨芥類	10.3	11.0	7.4	6.1	7.5
	不燃物	1.3	1.8	1.3	0.6	1.6
	その他	6.0	4.7	5.4	8.1	7.6
三成分	水分	41.0	45.8	45.8	47.3	52.6
	灰分	5.6	5.0	5.3	4.7	4.5
	可燃分	53.4	49.2	48.9	48.0	42.9

(ごみ焼却施設へ搬入されたごみを測定。各年度の平均値を記載。)

第4章 ごみの減量化・資源化活動及び美化活動

1 ごみの減量化・資源化活動

(1) 啓発イベントの実施

多くの方にごみの減量化や資源化に関心を持っていただくため、イベントを実施しました。イベントの主な内容はリサイクル品の販売のほか、リサイクルプラザの工場内で使用するショベルローダーやフォークリフト、ごみ収集車の展示等。

表 4-1 令和6年度実施内容

実施月日	イベント名	実施場所
2月1日	くるりんまつり	リサイクルプラザ

(2) 啓発チラシの回覧

ごみの分け方や出し方、ごみ処理量や経費等を周知するとともに、ごみに対して興味を持っていただくため「平塚市ごみ通信」を3回、4月8月12月に発行しました。

平塚市全自治会の回覧を利用し、多くの方の目に触れるようにしました。

(3) 清掃業務見学会

ごみに対する理解をより深めてもらうため、市民の各種団体を対象に、ごみ処理施設の見学会を実施しています。

表 4-2 清掃業務見学会参加数の推移

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数（回）	0	4	0	5	4
参加人数（人）	0	61	0	56	49

(4) ごみ学級

「ごみの分別の仕方や出し方」「資源再生物」など、ごみに関するモラル向上を図るため、市内の小学校4年生の社会科の授業でごみ学級を実施しています。

表 4-3 ごみ学級参加数の推移

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施学校数（校）	12	21	26	26	27
参加児童数（人）	814	1,825	1,822	1,741	1,914

(5)ごみ収集車見学会

令和3年度から保育園、幼稚園児を対象に、各園でごみ収集車の見学等を行い、環境学習のきっかけづくりとしています。令和6年度は、25園で実施し、2,413人の園児が参加しました。

(6) 平塚市ごみ減量化推進委員会

ごみの減量化及び資源化の推進を図るため、広報紙の発行やイベントにおける市民への周知、啓発、施設見学による研修等を実施しています。

表 4-4 令和6年度 平塚市ごみ減量化推進委員会の主な全体活動

活動日	活動名称	活動内容
4月27日	緑化まつり	ごみ減量、資源化の啓発
7月20日、21日	ひらつか環境フェア 2024 展示コーナー	生ごみ水切り推進キャンペーン
9月17日、18日、 19日、24日	ごみ処理施設見学会 (全4日間)	平塚市のごみ処理施設の見学とごみ処理に関わる研修
2月1日	くるりんまつり	ごみの減量とリサイクルの啓発
3月	ごみ減量化推進委員会だよりの 発行・回覧	自治会回覧を用いてのごみ減量の啓発
2月~3月	公民館まつり	展示物等を活用したごみ減量、資源化の啓発 リサイクル品の販売と再生品使用の啓発

(7) 生ごみの減量化・資源化活動

ア 生ごみ処理容器の斡旋及び電動生ごみ処理機の購入費補助

平成元年に 160 名の市民モニターをお願いし、生ごみ処理容器（コンポスター）を試験的に使用した結果、ごみの減量に効果があるとの意見を 97%もいただいたことから、平成 2 年度から廉価販売を継続しています。

表 4-5 補助台数の推移

項 目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
コンポスター	台数	40	59	51	42	39
斡旋数	累計台数	15,226	15,285	15,336	15,378	15,417

イ 一般家庭での生ごみ自家処理推進事業

一般家庭において生ごみの自家処理が可能であることの理解を深め、実践家庭を増やすことを目的に、市民を対象とした相談会を実施しています。

相談会内容は次のとおり。

- 土にかえして生ごみを堆肥化する方法
- コンポスターを使って生ごみを堆肥化する方法
- プランターを使って生ごみを堆肥化する方法
- 発泡スチロールを使って生ごみを堆肥化する方法
- 段ボールと腐葉土を使って生ごみを堆肥化する方法

(8) 平塚市ごみ減量化・資源化協力店制度

当制度は、商店等にごみ減量化・資源化協力店として登録していただき、登録した店舗には協力店証及び表示ステッカーを交付し、包装の簡素化、買い物袋の持参の推進を行うものです。

表 4-6 平塚市ごみ減量化・資源化協力店の店舗数の推移

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
総店舗数	137	115	111	108	107

(9) 多量排出事業者への指導

前年度の市焼却場搬入量が 36 t 以上の事業者（以下「多量排出事業者」）58 社に対し、減量化等の意識付けや状況把握のため、「減量化等計画書」を提出させています。また、そのうちの 31 事業者に対し現場確認をし、現状把握、減量化等の意識付けを行いました。

(10) ごみの減量化・資源化のキャラクター

ごみの減量化・資源化の推進や環境保全を図る啓発対策として、親しみやすく覚えやすいキャラクターとして、動物の「サイ」を採用し、市民からその愛称名を広く公募して平成 8 年 2 月に「クルクル」に決定しました。

このキャラクター「サイ」のクルクルには、次の意味も含まれています。

- 資源のリサイクルを図ろう。
- リサイクルされた物のサイ利用を進めよう。
- ごみをなるべく出サない（プレサイクル）



クルクルは、市民にごみ問題、環境問題に関心を深めてもらうために、減量化・資源化のシンボルとしてポスター・チラシ等に使用される他、各種イベントでの PR 等の啓発活動などに役立ち、広く市民に親しまれています。

(11) 使用済み小型家電の資源化

「使用済み電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、平成 26 年 10 月から市民が排出する使用済み小型家電を資源化事業者に取り渡し資源化を図りました。また、リネットジャパン株式会社との協定により、平成 30 年 9 月から使用済みパソコンの宅配回収サービスを開始しました。

なお、引き渡した小型家電は、鉄、金銀銅滓、アルミ、ステンレス等に選別され、製品の材料になるほか発電の燃料となります。

ア 回収対象物

電気や電池で動く家電製品

イ 回収方法

- ・ 公民館及び廃棄物関連施設における拠点ボックス回収
- ・ 市内ごみ集積所におけるピックアップ回収
- ・ 宅配回収

ウ 回収量

46t

(12) 蛍光管の資源化

平成 26 年度 10 月から、蛍光管を分別収集し、資源化事業に引き渡し資源化を図りました。

なお、引き渡した蛍光管は、グラスウールやセメント原料、アルミ原料、水銀試薬等になります。

ア 回収対象物

蛍光管（直管型・環型・電球型など）

イ 回収方法

不燃ごみとして指定のごみ集積所に分別して排出

ウ 回収量

2t

(13) 剪定枝の資源化

平成 27 年 10 月、1 市 2 町ごみ処理広域施設「二宮町ウッドチップセンター」の処理開始に伴い、家庭の庭木の剪定枝及び公共施設の剪定枝を分別収集し、当施設への搬入を開始しました。

なお、当施設へ搬入した剪定枝は破碎処理され発電の燃料や堆肥の原料として有効活用されます。

ア 回収対象物

1 本の太さが 10cm 以下、長さ 80cm 以下（葉つき可）

イ 回収方法

家庭の庭木：事前予約制による無料各戸収集

ウ 回収量

家庭系剪定枝：158t 公共系剪定枝：592t

2 美化運動

(1) 美化推進事業

ア 推進方針

地域の自主的活動により、美しい自然の保護と住みよい生活環境づくりに取り組んでいます。本市は、「住みよいまち ひらつか」を目標にこの活動が更に地域に定着するよう美化運動の浸透、啓発に努めています。

また、各地区に組織されている美化推進委員会との連絡を密にするため「平塚市地区美化推進委員長連絡協議会」を組織しています。

美化運動推進の基本方針は、次のとおりです。

- (ア) 美化意識の普及、高揚、公衆道徳を浸透させるため、広報紙等により広報活動を積極的に展開する。
- (イ) 地域住民による自主的な美化活動の推進を図る。
- (ウ) 関係各機関と連絡を密にし、公共の場の環境美化に努めるとともに効果的な運動の展開を図る。

イ 実施事業

(ア) まちぐるみ大清掃

この清掃は昭和 44 年から始まり、毎年春と秋の年 2 回、全市一斉の「まちぐるみ大清掃」を実施しています。

令和 6 年度の実施結果は次のとおりです。

・春のまちぐるみ大清掃

実 施 日：令和 6 年 5 月 26 日（日）

実施場所：市内全域 ごみ収集量：27t

・秋のまちぐるみ大清掃

実 施 日：令和 6 年 11 月 24 日（日）

実施場所：市内全域 ごみ収集量：21t

(イ) さわやかで清潔なまちづくりキャンペーン

市街地においての平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の啓発及び清掃活動

(ウ) その他

標柱等の設置や補助金の交付等、地区の美化推進事業に対する協力の実施

第5章 生活排水処理

1 生活排水処理の概要

本市の生活排水は、公共下水道・農業集落排水・浄化槽の3手法で処理しています。

公共下水道事業は、昭和39年から事業に着手し、その後、昭和44年に相模川流域下水道へ編入しました。令和7年3月31日現在、区域内人口普及率で99%を超えており、未整備箇所は区画整理予定区域を除いて、市街化調整区域の一部となっています。

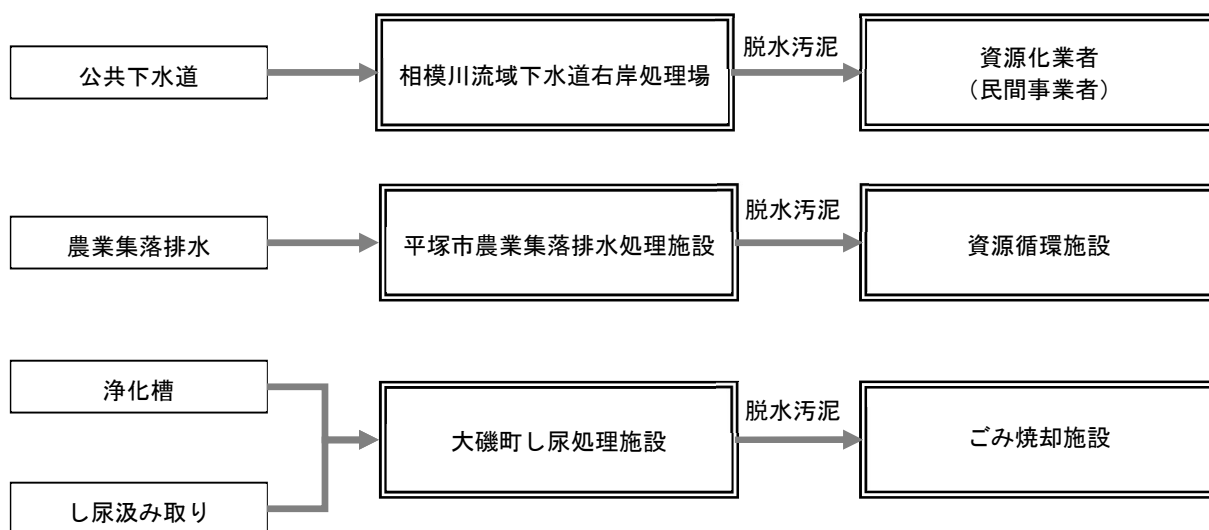
農業集落排水事業は、平成15年に農林水産省の事業実施採択を受け、平成17年度には内閣府の地域再生交付金の認定を得て、本市の農業振興地域である土屋・吉沢地域の生活環境を改善させるため、平成18年度から事業に着手してきました。平成22年度に土屋地区で、平成24年度には吉沢地区で供用を開始しました。また、農業集落排水処理施設で生じる脱水汚泥については、平成26年度から堆肥化を行う資源循環施設での処理を始め、平成27年度には農業集落排水事業の整備が完了しています。

なお、公共下水道整備又は農業集落排水整備が将来にわたって行われない区域（土屋・上吉沢の一部・下吉沢他、その他地域の一部）等においては、浄化槽の設置を促進していきます。

2 生活排水処理の流れ

本市における生活排水処理の処理フローを次に示します。本市の生活排水の処理は、流域関連公共下水道、単独・合併処理浄化槽、し尿・汚泥の収集により行っています。

図 5-1 生活排水処理フロー



3 生活排水処理形態別人口

表 5-1 生活排水処理形態別人口の推移

(単位:人)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口	258,422	257,883	257,713	258,463	258,380
水洗化・生活雑排水処理人口	254,723	253,985	255,336	255,702	256,024
①下水道	250,257	249,569	250,844	251,265	251,678
②合併処理浄化槽	1,602	1,585	1,727	1,706	1,662
③コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
④農業集落排水処理	2,864	2,831	2,765	2,731	2,684
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,243	3,479	2,000	2,419	2,047
非水洗化人口	456	419	377	342	309
し尿汲み取り人口	456	419	377	342	309
自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	98.8%	98.9%	99.1%	98.9%	99.1%

(計画処理区域内人口は各年度の10月1日現在)

4 し尿及び汚泥の収集運搬処理

表 5-2 し尿及び汚泥の収集運搬処理量の推移

(単位:kl)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿	1,182	776	669	633	720
汚泥	5,681	4,696	4,442	4,941	4,423
合計	6,863	5,472	5,111	5,574	5,143

5 公衆トイレの維持管理

市内の公衆便所のうち、収集業務課で維持管理しているものは次の3箇所で、清掃は業者委託により行っています。

表 5-3 公衆トイレ設置場所

公 衆 便 所 名	所 在 地	清掃回数
平塚駅北口公衆便所	平塚市宝町1番2号 (JR平塚駅北口自転車駐車場内)	毎日5回
市営紅谷町駐車場内公衆便所	平塚市紅谷町18番8号	毎日2回
須賀港公衆便所	平塚市千石河岸64番6号	毎日1回

第6章 資料

1 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成7年12月25日

条例第20号

改正 平成10年12月16日条例第18号

平成11年3月19日条例第2号

平成11年12月24日条例第28号

平成12年3月6日条例第3号

平成12年12月19日条例第30号

平成15年12月22日条例第27号

平成18年3月28日条例第5号

平成19年12月25日条例第28号

平成21年12月18日条例第35号

平成24年12月21日条例第34号

平成27年12月18日条例第42号

令和元年12月19日条例第38号

令和2年3月17日条例第8号

令和6年12月19日条例第40号

目次

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 市民の参加及び協力等（第7条～第9条）

第3章 一般廃棄物処理計画（第10条・第11条）

第4章 減量化及び資源化の推進（第12条～第18条）

第5章 廃棄物の適正処理（第19条～第30条）

第6章 処理手数料等（第31条～第34条）

第7章 生活環境影響調査結果の縦覧等（第35条～第40条）

第8章 雑則（第41条～第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、平塚市環境基本条例（平成10年条例第18号）の本旨を達成するため、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理を推進することにより、資源が循環して利用される社会を築き、並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。

（2） 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、又は熱源として利用すること等をいう。

（3） 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理を推進するた

めに必要な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民及び事業者の協力体制の確立等必要な措置を講じなければならない。

3 市は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理を推進するために、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に努めるとともに、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に努めるとともに、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 市、市民及び事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第2章 市民の参加及び協力等

(市民の参加及び協力)

第7条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(市民活動の支援)

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正な処理に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(平塚市廃棄物対策審議会)

第9条 減量化、資源化及び一般廃棄物の適正な処理並びに清潔なまちづくりの推進その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて調査し、及び審議するため、平塚市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員11人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第3章 一般廃棄物処理計画

(計画)

第10条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(計画の告示)

第11条 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、告示するものとする。これを変更したときも、また同様とする。

第4章 減量化及び資源化の推進

(市の減量化及び資源化)

第12条 市は、廃棄物の分別収集、処理施設における資源回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めるとともに、その事務事業の遂行に当たっては、自ら減量化及び資源化に必要な措置を講じなければならない。

(市民の減量化及び資源化)

第13条 市民は、製品、容器等の反復使用、不要品の活用等により減量化に努めるとともに、廃棄物の分別排出、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条において同じ。）を用いた製品の使用等に

より資源化に努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(適正包装の推進)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用し、市民が適正な容器、包装材等を選択できるようにし、又は市民が不要とする若しくは使用後の容器、包装材等の回収を行うようにすること等により、適正包装の推進に努めなければならない。

2 市長は、適正な包装の推進を図るため、事業者に対し必要と認める協力を求め、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(多量排出事業者)

第16条 市長は、事業系一般廃棄物を多量に排出し、かつ、市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認めた者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、減量化及び資源化等を図るように指示することができる。

2 多量排出事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書（以下「減量化等計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(改善勧告等)

第17条 市長は、多量排出事業者が前条第2項に規定する減量化等計画書によってもなお減量化及び資源化等が図られていないと認めるときは改善その他必要な措置を講ずるよう、第41条の規定による指示を受けた者が当該指示に従わないときは当該指示に従うよう、それぞれ期限を定めて、勧告することができる。

(受入拒否)

第18条 市長は、多量排出事業者が第16条第2項に規定する減量化等計画書を提出しないときは当該多量排出事業者からの事業系一般廃棄物の受入れを、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは当該勧告を受けた者からの事業系一般廃棄物の受入れを、それぞれ拒否することができる。

第5章 廃棄物の適正処理

(市の処理)

第19条 市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(市民の処理)

第20条 市民は、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することのできる一般廃棄物については、自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、前項の規定による処分ができない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に基づき、分別して排出しなければならない。

(事業者の処理)

第21条 事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、市長がやむを得ない事情があると認めたときに限り、事業系一般廃棄物を一般廃棄物処理計画に基づき、排出することができる。

(自己処理の基準)

第22条 市民等（滞在者等を含む。以下同じ。）又は事業者は、自ら一般廃棄物を処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(多量の事業系一般廃棄物)

第23条 市長は、常時1日平均100キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出しようとする者に対し、運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(製品等の適正処理の確保)

第24条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対しその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその処理が困難になることがないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第25条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(排出禁止物)

第26条 市民等又は事業者は、次に掲げる一般廃棄物を、市が行う収集に際して、排出してはならない。

- (1) 爆発性、毒性又は感染性のあるもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼすもの

2 市民等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を運搬、処分等しようとするときは、あらかじめ市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

(市が処理する産業廃棄物)

第27条 市長は、法第11条第2項の規定に基づき市が処理する産業廃棄物を定めたときは、告示するものとする。これを変更したときも、また同様とする。

(市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第28条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。同号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。)、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学若しくは農学の課程又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(収集等の届出)

第29条 市民等又は事業者のうち規則で定める者は、市が行う一般廃棄物の収集を受けようとするとき又は廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(開発事業における事前協議)

第30条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第6章 処理手数料等

(一般廃棄物の処理手数料等)

第31条 市は一般廃棄物の処理並びに収集及び運搬に係る手数料（以下「処理手数料等」という。）を徴収し、当該手数料の額は別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する処理手数料等の額の算定の基礎となる数量及び人員については、市長の認定するところによる。

3 前2項に定めるもののほか、処理手数料等の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物の処理手数料等の減免)

第32条 市長は、天災その他の特別の理由があると認める場合には、一般廃棄物の処理手数料等を減額し、又は免除することができる。

(産業廃棄物の処理費用)

第33条 法第13条第2項の規定による産業廃棄物の処理に要する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 第31条第2項及び第3項の規定は、前項の費用の徴収について準用する。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第34条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、別表第3に掲げる手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

第7章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(縦覧等の対象となる施設の種類)

第35条 法第9条の3第2項（同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、次に掲げるとおりとする。

(1) 政令第5条第1項に規定するごみ処理施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

2 法第9条の3の2第2項の規定により適用する法第9条の3第2項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する法第9条の3第9項の規定において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による法第9条の3第1項に規定する調査の結果を記載した書類

の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、前項各号に掲げるものとする。

- 3 法第9条の3の3第2項前段の規定による同条第1項に規定する調査（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する同条第2項の規定による同条第1項に規定する調査を含む。）の結果を記載した書類の縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設の種類の、第1項第1号に掲げるものとする。

（縦覧等の告示）

- 第36条 市長は、前条に規定する調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）を縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を告示するものとする。

（縦覧の場所及び期間）

- 第37条 調査書の縦覧の場所は、市長が前条の規定による告示において指定するものとする。

- 2 調査書（第35条第1項の規定によるものに限る。）の縦覧の期間は、前条の告示の日の翌日から起算して1月間とする。

- 3 調査書（第35条第2項及び第3項の規定によるものに限る。）の縦覧の期間は、前条の告示の日の翌日から市長が別に定める日までとする。

（意見書の提出先及び提出期限）

- 第38条 第36条の規定により市長が調査書を縦覧に供した場合において、利害関係を有する者が意見書を提出するときの提出先は、市長が同条の規定による告示において指定するものとする。

- 2 調査書（第35条第1項の規定によるものに限る。）に対する意見書の提出期限は、前条第2項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過した日までとする。

- 3 調査書（第35条第2項及び第3項の規定によるものに限る。）に対する意見書の提出期限は、前条第3項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から市長が別に定める日までとする。

（環境影響評価との関係）

- 第39条 第35条第1項各号に掲げる施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号）に基づく環境影響評価（生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。）に係る告示、縦覧等の手続を経たものは、前3条に定める手続を経たものとみなす。

（他の地方公共団体の長との協議）

- 第40条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の地方公共団体の区域が含まれる場合には、当該地方公共団体の長に対し調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

第8章 雑則

（報告の徴収等）

- 第41条 市長は、法第18条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し当該廃棄物の処理に関し必要な報告を求め、又は指示することができる。

（立入調査）

- 第42条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者その他必要と認める者の土地又は建物に立ち入り、当該廃棄物の処理に関し必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

- 第43条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
(平塚市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)
- 2 平塚市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年条例第8号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、この条例による廃止前の平塚市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた手続その他の行為で現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成10年12月16日条例第18号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第2号)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成11年12月24日条例第28号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1のし尿に係る手数料の規定は、平成12年4月分のし尿に係る手数料から適用し、平成12年3月分までのし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月6日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月19日条例第30号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月22日条例第27号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第13条、第27条、第37条第1項及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月28日条例第5号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月25日条例第28号)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の規定は、平成20年4月分の手数料から適用し、同年3月分までの手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年12月18日条例第35号)

- 1 この条例は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に収集し、運搬し、及び処分された一般廃棄物並びに搬入された一般廃棄物の処理手数料について適用し、施行日前に収集し、運搬し、及び処分された一般廃棄物並びに搬入された一般廃棄物の処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月21日条例第34号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第26条第1項第1号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1のし尿に係る手数料の規定は、平成25年4月分のし尿に係る手数料から適用し、平成25年3月分までのし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月18日条例第42号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第35条の改正規定、同条に2項を加える改正規定、第36条の改正規定、第37条第1項及び

第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第38条第1項及び第2項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第39条の改正規定については、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第17条及び第18条の規定は、施行日以後に市長が第16条第1項又は第41条の規定により指示を行う場合について適用し、施行日前に当該指示を行った場合については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第1（し尿に係る手数料の規定を除く。）の規定は、施行日以後に収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物並びに搬入される一般廃棄物の手数料について適用し、施行日前に収集し、運搬し、及び処分した一般廃棄物並びに搬入された一般廃棄物の手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の別表第1のし尿に係る手数料の規定は、平成28年4月分のし尿に係る手数料から適用し、平成28年3月分までのし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月19日条例第38号）
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第28条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定（し尿に係る手数料の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物並びに搬入される一般廃棄物の手数料について適用し、施行日前に収集し、運搬し、及び処分した一般廃棄物並びに搬入された一般廃棄物の手数料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第1のし尿に係る手数料の規定は、令和2年4月分のし尿に係る手数料から適用し、令和2年3月分までのし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月17日条例第8号）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第32条の規定は、令和2年7月分のし尿に係る手数料から適用し、令和2年6月分までのし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月19日条例第40号）
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表第1（し尿に係る手数料の規定を除く。）及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物並びに搬入される一般廃棄物の手数料並びに搬入される産業廃棄物の処理に要する費用について適用し、施行日前に収集し、運搬し、及び処分した一般廃棄物並びに搬入された一般廃棄物の手数料並びに搬入された産業廃棄物の処理に要する費用については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第1のし尿に係る手数料の規定は、令和7年4月分のし尿に係る手数料から適用し、令和7年3月分までのし尿に係る手数料については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 1 条関係)

種別	区分		手数料
ごみ等	特定料金	事業活動に伴い排出されるごみ等で市が収集し、運搬し、及び処分するもの	1 キログラムにつき 5 8 円
	臨時料金	臨時に一般家庭から排出されるごみ。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成 1 0 年法律第 9 7 号。以下「家電リサイクル法」という。）に定める特定家庭用機器廃棄物を除く。	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。 1 立方メートルにつき 3, 5 0 0 円を基準として市長が別に定める額（立方メートルにすることが著しく実情に沿わないと市長が認めるとき 1 キログラムにつき 3 3 円）
		市長が指定する処理施設へ直接搬入するとき。	1 0 キログラムまで 2 9 0 円（1 0 キログラムを超えるとき 当該額に 1 0 キログラムにつき 2 9 0 円を加えた額）
	搬入料金	事業活動に伴い排出されるごみ等で市長の指示する処理施設へ直接搬入するとき。	最終処分場、焼却場又は破砕処理場 1 0 キログラムまで 2 9 0 円（1 0 キログラムを超えるとき 当該額に 1 0 キログラムにつき 2 9 0 円を加えた額）
	収集運搬料金	家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物であり、かつ、家電リサイクル法第 1 2 条に規定する再商品化等に必要な行為に関し請求された料金を支払ったもの。ただし、家電リサイクル法第 9 条の規定により小売業者に引取義務のあるものを除く。	市が収集し、家電リサイクル法第 1 7 条に規定する指定引取場所へ運搬するとき。 1 台につき 2, 5 0 0 円
し尿	定額料金	一般家庭で世帯の把握ができるもの	1 人につき 月額 9 0 0 円
	従量料金	定額料金によることが不適当と認められるもの	（1）事業者その他これに類するもの 1 リットルにつき 2 9 円
			（2）前号以外のもの 1 リットルにつき 1 9 円
動物の死体	畜産農業に係るもの以外のもの	市が収集し、運搬し、及び処分するとき。	1 個体につき 1 3, 0 0 0 円
		市長が指定する処理施設へ直接搬入するとき。	1 個体につき 7, 5 0 0 円

別表第 2 (第 3 3 条関係)

種別	区分	手数料
産業廃棄物	本市が処理する産業廃棄物を市長が指定する処理施設へ直接搬入するとき。	1 0 キログラムにつき 2 9 0 円

別表第 3（第 3 4 条関係）

許可等			手数料	
一般廃棄物	収集業又は 運搬業	許可（法第7条第1項）	1件につき	10,000円
		変更の許可（法第7条の2第1項）		
		許可証の再交付		
	処分業	許可（法第7条第6項）	1件につき	10,000円
		変更の許可（法第7条の2第1項）		
		許可証の再交付		
浄化槽清掃業		許可（浄化槽法第35条第1項）	1件につき	10,000円
		許可証の再交付	1件につき	5,000円

2 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

平成8年3月29日

規則第17号

改正 平成10年3月25日規則第13号

平成11年3月31日規則第16号

平成11年12月24日規則第68号

平成13年2月22日規則第3号

平成16年3月31日規則第20号

平成17年3月31日規則第34号

平成18年3月31日規則第22号

平成22年3月18日規則第7号

平成24年7月6日規則第42号

平成25年3月29日規則第9号

平成27年6月2日規則第28号

平成27年8月17日規則第31号

平成28年3月1日規則第7号

平成30年3月30日規則第25号

令和2年3月17日規則第11号

令和3年3月30日規則第28号

令和4年1月13日規則第1号

令和4年3月8日規則第10号

令和6年12月19日規則第48号

令和7年3月14日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(委員)

第3条 条例第9条第1項の平塚市廃棄物対策審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数の範囲内で市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員 1人
- (2) 市民団体等の代表者 6人
- (3) 市民 2人
- (4) 学識経験を有する者 1人
- (5) 関係行政機関の職員 1人

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部環境政策課で処理する。

(委任)

第8条 第3条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(多量排出事業者)

第9条 条例第16条第1項に規定する多量排出事業者は、1月に3トン以上の事業系一般廃棄物を継続して排出するもの又は年間に36トン以上の事業系一般廃棄物を排出するもののうちから、市長が認定する事業者とする。

(改善勧告等)

第9条の2 条例第17条の規定による勧告は、改善等勧告書(第1号様式)により行うものとする。

2 前項の改善等勧告書の交付を受けた者は、当該勧告に従い必要な措置を講ずるとともに、当該改善等勧告書に定める期限までに、改善等報告書(第1号様式の2)を市長に提出しなければならない。

(受入拒否)

第9条の3 条例第18条の規定により事業系一般廃棄物の受入を拒否するときは、搬入停止通知書(第1号様式の3)により通知するものとする。

(収集等の届出等)

第10条 条例第29条に規定する規則で定める者及びその届出は、次の各号に定める者であつて、かつ、当該各号に掲げる届出等によるものとする。

(1) 事業活動に伴い排出されるごみ等で定期収集を受けようとする者及びその変更、休止又は廃止をしようとする者 特定ごみ排出事業所開始・変更・休止・廃止届(第1号様式の4)

(2) 臨時に一般家庭から排出されるごみ又は動物の死体の収集運搬を受けようとする者 その旨の申込み

(3) し尿の収集を受けようとする者及びその中止又は変更をしようとする者 清掃(し尿くみ取り)処理(異動)申込書(第2号様式)。ただし、市長が別に定める手続(住民異動届)による届出があつたときは、この号の申込みがあつたものとみなす。

(4) 市長の指定する処理施設へ直接搬入しようとする者 市長が指定する受付簿への記入

(事前協議を必要とする開発事業)

第11条 条例第30条に規定する規則で定める開発事業は、次に掲げるものとする。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為のうち、その開発区域の面積が500平方メートル以上のもの

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による建築確認申請書及び同法第18条第2項の規定による計画通知書を必要とするもののうち、計画戸数が6戸数以上の共同住宅の建築行為

(ごみ等の臨時料金の額)

第11条の2 条例別表第1に規定する市長が別に定める額は、0.142立方メートルにつき500円とする。

(処理手数料等の額の算定の基礎となる数量及び人員の認定方法)

第12条 条例第31条第2項に規定する処理手数料等のうち次の各号に掲げるものに対する額の算定の基礎となる数量及び人員の認定は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

(1) ごみ等の特定料金 事業者の申告

(2) し尿の定額料金の世帯の人員 毎月1日の世帯の人数

(処理手数料等の徴収等)

第13条 条例第31条第3項の規定により規則で定める処理手数料等の徴収について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) ごみ等の特定料金は、年額を6月末日までに納入通知書により徴収する。ただし、必要があると認めるときは、その都度徴収することができる。
 - (2) ごみ等の臨時料金（市が収集し、運搬し、及び処分する場合に徴収する臨時料金に限る。）及び収集運搬料金は、収集までに徴収する。ただし、市長が特に認めるときは、市が収集運搬する日の属する月又はその翌月の末日（12月にあつては28日）までに納入通知書により徴収することができる。
 - (3) ごみ等の臨時料金（市長が指定する処理施設へ直接搬入する場合に徴収する臨時料金に限る。）及び搬入料金は、その都度徴収する。ただし、市長が特に認めるときは、市長が指定する処理施設へ直接搬入する日の属する月又はその翌月の末日（12月にあつては28日）までに納入通知書により徴収することができる。
 - (4) し尿の処理手数料のうち、定額料金にあつては四半期ごとに各四半期の末日（第3期にあつては12月28日）までに、従量料金にあつてはくみ取りの日の属する月の翌月の末日（12月にあつては28日）までに納入通知書により徴収する。ただし、市長が特に認めるときは、その都度徴収することができる。
 - (5) 動物の死体の処理手数料は、市が収集運搬するとき又は処理施設へ直接搬入するときにその都度徴収する。
- 2 条例別表第2に定める産業廃棄物の処理費用は、市長が指定する処理施設へ直接搬入するときにその都度徴収するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、搬入した日の属する月又はその月の翌月の末日（12月にあつては28日）までに納入通知書により徴収することができる。
 - 3 市長は、第1項第2号本文の規定によりごみ等の臨時料金及び収集運搬料金を徴収したときは、その納付した額に相当する粗大ごみ等収集処理手数料納付券（第2号様式の2。以下「納付券」という。）を交付する。
 - 4 前項の規定により納付券の交付を受けた者は、当該納付券に係るごみ等を排出するときは、当該納付券をそのごみ等に貼り付けなければならない。
（処理手数料等の減免）
- 第14条 条例第32条の規定による一般廃棄物の処理手数料等の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 天災その他の災害を受けた者の当該災害に係る一般廃棄物である場合 免除
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認める場合 その都度市長が定める額の減額又は免除
- 2 条例第32条の規定により一般廃棄物の処理手数料等の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料等減免申請書（第3号様式）により市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。
 - 3 市長は、前項本文の申請を受けたときは、その内容を審査の上、その適否を決定し、一般廃棄物処理手数料等減免決定通知書（第4号様式）によりその旨を申請者に通知する。
（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請）
- 第15条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業（以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。）の許可を受けようとする者又は法第7条第2項若しくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬（処分）業（許可・更新・許可の変更）申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。
- 2 前項に規定する許可の更新の申請は、許可期間満了前15日までに行うものとする。
（一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請）
- 第16条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業等者」という。）が法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更許可を受けようとするときは、一般廃棄物収集運搬（処分）業（許可・更新・許可の変更）申請書により市長に申請しなければならない。
（許可証の交付）
- 第17条 市長は、法第7条第1項の規定による許可（同条第2項の規定による更新に係る許可を含む。）又は当該許可に係る法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更許可をしたときにあつては、一般廃棄物収集運搬業許可証（第6号様式）を申請者に交付する。

2 市長は、法第7条第6項の規定による許可（同条第7項の規定による更新に係る許可を含む。）又は当該許可に係る法第7条の2第1項の規定による事業範囲の変更許可をしたときにあっては、一般廃棄物処分業許可証（第6号様式の2）を申請者に交付する。

3 許可をしないときにあっては、その旨を書面により申請者に通知する。

（許可証の再交付）

第18条 前条の規定に基づき許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞なく許可証再交付申請書（第7号様式）により市長に申請して許可証の再交付を受けなければならない。

（事業の廃止及び休止の届出）

第19条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物収集運搬（処分）業等事業廃止（変更）届（第8号様式）により行うものとする。

2 一般廃棄物収集運搬業等者は、その事業を休止したときは、休止した日から10日以内に、一般廃棄物収集運搬（処分）業等事業休止届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第20条 市長は、法第7条の3の規定により事業の全部又は一部の停止を命ずるときは事業停止命令書（第9号様式の2）により、法第7条の4の規定により許可を取り消すときは許可取消通知書（第9号様式の3）により、それぞれ通知するものとする。

（許可証の返還）

第21条 一般廃棄物収集運搬業等者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、許可証を市長に返還しなければならない。

（1） 許可を取り消されたとき。

（2） 一般廃棄物収集運搬業等の廃止をしたとき。

2 一般廃棄物収集運搬業等者は、第16条の規定による事業範囲の変更許可を受けるときは、変更前の許可証を市長に返還しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可基準）

第22条 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可をする場合の基準は、浄化槽法第36条各号に掲げるもののほか、申請者が本市内に住所を有する者（法人にあっては、本市内に主たる事業所又は営業所を有する者）でなければならない。

（浄化槽清掃業の許可申請）

第23条 浄化槽法第35条第3項の規定による許可の申請は、浄化槽清掃業許可申請書（第10号様式）により市長に申請しなければならない。

（浄化槽清掃業の許可期間）

第24条 浄化槽清掃業の許可期間は、2年とする。

（浄化槽清掃業許可証の交付等）

第25条 市長は、浄化槽清掃業の許可をしたときにあっては浄化槽清掃業許可証（第11号様式。以下「許可証」という。）を申請者に交付し、許可をしないときにあってはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

（浄化槽清掃業許可証の再交付）

第26条 浄化槽清掃業許可者は、許可証を亡失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞なく許可証再交付申請書により市長に申請して許可証の再交付を受けなければならない。

（浄化槽清掃業の変更及び廃止等）

第27条 浄化槽法第37条の規定による届出又は同法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可変更（廃止）届（第12号様式）により市長に提出しなければならない。

（浄化槽清掃業許可証の返還）

第28条 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、許可証を市長に返還しなければならない。

（1） 許可を取り消されたとき。

（2） 浄化槽清掃業の廃止をしたとき。

（し尿の収集及び運搬の委託）

第29条 市長は、法第6条の2第2項の規定に基づきし尿の収集及び運搬を委託するものとする。

- 2 前項の委託を受けることができる者は、本市内に住所を有する者（法人にあっては、本市内に主たる事業所又は営業所を有する者）でなければならない。

（縦覧等の告示）

第30条 条例第36条の規定による告示は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 縦覧の場所
 - (2) 縦覧の期間及び時間
 - (3) 意見書の提出先及び提出期限
 - (4) 一般廃棄物処理施設（以下「対象施設」という。）の名称
 - (5) 対象施設の設置場所
 - (6) 対象施設の種類
 - (7) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (8) 対象施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
 - (9) その他市長が必要と認める事項
- （立入検査員証）

第31条 条例第42条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（第13号様式）とする。

附 則
（施行期日）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
（平塚市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 平塚市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第17号）
 - (2) 平塚市浄化槽清掃業の許可に関する規則（昭和60年規則第33号）（経過措置）
- 3 この規則の施行の際、この規則による廃止前の平塚市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定及び平塚市浄化槽清掃業の許可に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為で現に効力を有するものは、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成10年3月25日規則第13号）
この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第16号）
この規則は、平成11年5月1日から施行する。

- 附 則（平成11年12月24日規則第68号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則による改正後の第24条の規定は、この規則の施行の日以後に浄化槽清掃業の許可を受けたものから適用し、同日前に浄化槽清掃業の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成13年2月22日規則第3号）
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第20号）
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 附 則（平成17年3月31日規則第34号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成18年3月31日規則第22号）
この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は平成18年6月1日から、第15条第1項及び第16条の改正規定は公布の日から施行する。

- 附 則（平成22年3月18日規則第7号）
- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第13条に2項を加える改正規

定（同条第3項に係る部分に限る。）は、同年3月19日から施行する。

- 2 この規則による改正後の第12条第1号の規定の適用に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成24年7月6日規則第42号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5号様式の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月29日規則第9号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成27年6月2日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年8月17日規則第31号）

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月1日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4号様式及び第11号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第25号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条第3項並びに第13条第1項各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月17日規則第11号）

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第5号様式の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第5号様式の改正規定の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月30日規則第28号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年1月13日規則第1号）

改正 令和4年3月8日規則第10号

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後に収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物並びに搬入される一般廃棄物の手数料の減額又は免除について適用し、同日前に収集し、運搬し、及び処分した一般廃棄物並びに搬入された一般廃棄物の手数料の減額又は免除については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定により作成されている様式書類は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月8日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月19日規則第48号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月14日規則第11号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第17条第1項の規定に基づき交付を受けた許可証であってこの規則の施行の際現に効力を有するものは、当該許可証の有効期限を経過するまでの間は、こ

の規則による改正前の第 6 号様式（1）による許可証にあってはこの規則による改正後の第 6 号様式による許可証と、この規則による改正前の第 6 号様式（2）による許可証にあってはこの規則による改正後の第 6 号様式の 2 による許可証とみなす。

3 平塚市リサイクルプラザの設置及び管理等に関する条例

平成15年12月22日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、平塚市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、廃棄物の減量化、資源化及び再生利用に関する市民の意識の啓発を図り、地域における環境の負荷を低減することにより、資源の循環を基調とした社会の形成に資するため、プラザを設置する。

2 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
平塚市リサイクルプラザ	平塚市四之宮七丁目3番5号

(事業)

第3条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の減量化、資源化及び再生利用に係る市民の意識の啓発に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化、資源化及び再生利用に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 廃棄物の再生品の展示及び提供に関すること。
- (4) 市民の自主的なリサイクル活動の支援に関すること。
- (5) その他プラザの設置の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(利用承認)

第4条 プラザを利用するものは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる施設以外のものを利用する場合においては、この限りでない。

- (1) 会議室
- (2) 研修室
- (3) 体験室

2 市長は、前項の承認(以下「利用承認」という。)をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、プラザの利用を制限し、又は利用承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。
- (3) プラザの施設、設備及び附属設備その他器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) その他その利用が不適当と認められるとき。

(利用承認目的以外の利用禁止)

第6条 利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、その利用承認に係る利用目的以外に利用し、又はそ

の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その利用承認を取り消し、利用条件を変更し、又はその利用を停止することができる。この場合において、これらの処分によって生じた損害に対しては、本市は、その責任を負わない。

- (1) 第4条第2項の規定による利用条件に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 第6条の規定に違反したとき。
- (4) プラザの利用の申込みに不正があったとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により本市において緊急の必要が生じたとき。
- (6) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(入館制限)

第8条 市長は、他人に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者又は管理上支障があると認められる者については、プラザへの入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(特別設備の設置等)

第9条 利用者は、特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えることができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、前条ただし書の規定により特別の設備を設け、又は既存の設備に変更を加えた場合には、利用後、直ちに原状に復さなければならない。第7条(同条第5号による場合を除く。)の規定により利用承認を取り消され、又はその利用を停止された場合も、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しない場合には、市長が代わってこれを執行する。この場合において、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第11条 プラザを利用する者がプラザの施設、設備及び附属設備その他の器具等を破損し、又は滅失した場合は、市長の指示に従いこれを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(管理上の入室)

第12条 利用者は、係員が管理上の必要により入室を要求した場合には、これを拒むことができない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

4 平塚市リサイクルプラザの設置及び管理等に関する条例施行規則

平成16年3月9日

規則第9号

改正 平成29年3月16日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市リサイクルプラザの設置及び管理等に関する条例(平成15年条例第23号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 平塚市リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらの日に開館し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第3条 プラザの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、会議室及び研修室の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の申込み)

第4条 条例第4条第1項の規定によりプラザの利用の承認を受けようとするものは、リサイクルプラザ利用申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の利用申込書は、利用しようとする日(以下「利用日」という。)の3月前から利用日の14日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の承認)

第5条 市長は、前条の利用申込書を受けたときは、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めるものには、リサイクルプラザ利用承認書(第2号様式)を交付するものとする。

(利用の取消し等)

第6条 前条の規定により利用の承認を受けたもの(以下「利用者」という。)は、その利用を取り消し、又は利用時間若しくは利用内容を変更しようとするときは、速やかに、リサイクルプラザ利用取消・変更申出書(第3号様式)に前条の利用承認書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるものには、リサイクルプラザ利用取消・変更承認書(第4号様式)を交付するものとする。

(利用承認の取消し)

第7条 市長は、条例第7条の規定により利用承認を取り消し、又はその利用を停止するときは、リサイクルプラザ利用承認取消・停止通知書(第5号様式)を直ちに交付するものとする。

(破損等の届出)

第8条 プラザを利用するものは、プラザの施設、設備及び附属設備その他の器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用後の点検)

第9条 利用者は、プラザの利用を終了したときは、直ちに係員にその旨を告げ、必要によりその点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第10条 プラザを利用するもの(そのものの利用目的に応じて入館したものを含む。))は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく火気を使用し、又は危険若しくは不潔な物品を持ち込まないこと。
- (2) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 許可なく附属設備その他器具等をプラザ外に持ち出さないこと。
- (4) 許可なく施設、設備及び附属設備等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (5) 許可なく物品の販売をし、又は金品の寄附募集行為をしないこと。
- (6) 係員の指示に従うこと。
- (7) その他管理上又は運営上不適当な行為をしないこと。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月16日規則第9号)

- 1 この規則は、交付の日から施行する。
- 2 この規則による改正後第4条第2項の規定は、平成29年4月15日以後の利用に係る申込みから適用し、同日前の利用に係る申込みについては、なお従前の例による。

5 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例

平成18年3月28日

条例第5号

改正 平成18年12月25日条例第41号

平成29年12月20日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、平塚市環境基本条例(平成10年条例第18号)の基本理念にのっとり、環境に関する身近な課題について、市、市民及び事業者の役割を明らかにし、それぞれがこの役割の下、協働して取組を進めるとともに、快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止すること等により、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、釣り糸、釣り針その他これらに類する空き缶等以外の物で、捨てられることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、海岸その他の公共の用に供する場所(以下「公共の場所」という。)及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物をいう。
- (7) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。
- (8) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (9) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火(火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条の5第1号イ、ホ、ト及びチに規定するものを除く。)の爆発又は燃焼をいう。
- (10) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。
- (11) ごみステーション 市が一般廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。以下同じ。)に基づいて行う一般廃棄物の収集における当該一般廃棄物を排出する所定の場所をいう。
- (12) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(市の役割)

第3条 市は、さわやかで清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民及び事業者の適切な参加の方策を講ずるよう努めなければならない。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、互いに助言し、及び協力し合い、自主的な活動により、さわやかで清潔なまちづ

くりを推進するよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、この条例の目的を達成するため、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

(空き缶等及び吸い殻等の放置及び投棄の禁止)

第5条 何人も、空き缶等又は吸い殻等をみだりに公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(ふん尿等の放置及び投棄の禁止)

第6条 何人も、公共の場所等に、その飼養し、又は保管する動物のふん、尿又は吐しゃした物(以下「ふん尿等」という。)を放置し、又は投棄してはならない。

(たんづばの吐き捨ての禁止)

第7条 何人も、公共の場所等で、みだりにたんづばを吐き捨ててはならない。

(落書きの禁止)

第8条 何人も、公共の場所等に落書きをしてはならない。

(落書きの消去の要請)

第9条 市長は、落書き(公共の場所にされた落書きに限る。)が放置され、著しく周辺の環境を損なう状態にあると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することができる。

(路上喫煙の禁止)

第10条 何人も、第17条第1項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所以外の場所では、喫煙をしてはならない。

(深夜の花火の禁止)

第11条 何人も、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。)に、公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所で、花火をしてはならない。

(回収容器の設置及び管理)

第12条 自動販売機(規則で定める自動販売機を除く。)により容器入りの飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(動物の管理)

第13条 動物を飼養し、又は保管する者は、当該動物のふん尿等で公共の場所等を汚したときは、当該ふん尿等を適正に処理しなければならない。

2 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所において移動し、又は運動させるときは、常に引き綱等により制御しなければならない。

3 猫を飼養し、又は保管する者は、猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めるものとする。

(ごみステーションの利用)

第14条 ごみステーションを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された日時に廃棄物を排出すること。
- (2) 廃棄物を適正に分別して排出すること。
- (3) 廃棄物が、飛散し、又は流出しないように排出すること。

(ごみステーションからの一般廃棄物の持ち去りの禁止)

第15条 市及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画に基づいてごみステーションに排出された一般廃棄物を持ち去ってはならない。

(土地の管理)

第16条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に廃棄物が放置され、又は投棄されることを防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第17条 市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、関係機関等の意見を聴くものとする。

3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に掲示するものとする。

(路上喫煙禁止区域の変更及び解除)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(美化推進モデル地区)

第19条 市長は、市民又は事業者が積極的に美化活動に取り組んでいる地区を美化推進モデル地区として指定することができる。

2 市長は、美化推進モデル地区において、地区の自主的な美化活動を支援するものとする。

(クリーンひらつか指導員及びクリーンひらつか推進員)

第20条 市長は、次に掲げる事項を行わせるため、クリーンひらつか指導員を置く。

(1) 次条及び第22条の規定による指導、勧告及び命令に関すること。

(2) さわやかで清潔なまちづくりに係る普及、啓発等に関すること。

2 市長は、市民及び事業者のうちからクリーンひらつか推進員を選任し、前項第2号に掲げる事項を委嘱することができる。

(指導及び勧告)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

(1) 第5条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等を放置し、又は投棄した者

(2) 第6条の規定に違反してふん尿等を放置し、又は投棄した者

(3) 第7条の規定に違反してたんづばを吐き捨てた者

(4) 第10条の規定に違反して喫煙をした者

- (5) 第11条の規定に違反して花火をした者
- (6) 第12条の規定に違反して回収容器を設置せず、又はこれを適正に管理しない者
- (7) 第13条第1項の規定に違反してその飼養し、又は保管する動物のふん尿等を適正に処理しない者
- (8) 第13条第2項の規定に違反してその飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所において移動し、又は運動させた者
- (9) 第14条各号の規定に違反して廃棄物を排出した者
- (10) 第15条の規定に違反して一般廃棄物を持ち去った者
- (11) 第16条第2項の規定に違反してその所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物その他の物を適正に処理しない者

(命令)

第22条 市長は、前条第1号、第2号、第4号、第6号及び第10号に掲げる者が同条の指導又は勧告を受けて当該指導又は勧告に従わないときは、当該指導又は勧告に従うよう命ずることができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第21条第10号に掲げる者で第22条の規定による市長の命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定に違反して落書きをした者
- (2) 第21条第6号に掲げる者で第22条の規定による市長の命令に違反した者

第26条 第21条第1号、第2号及び第4号に掲げる者で第22条の規定による市長の命令に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(見直し)

2 この条例は、この条例の施行の日からおおむね5年以内ごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

3 平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成7年条例第20号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成18年12月25日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月20日条例第27号)

1 この条例は、平成30年6月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例施行規則

平成18年8月30日

規則第34号

改正 平成30年3月28日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例(平成18年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(回収容器の設置を要しない自動販売機)

第3条 条例第12条に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務所、工場等の敷地内に設置される自動販売機で、当該事務所、工場等の関係者以外の者が利用できないもの
- (2) 店舗、病院等の建物の中に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(回収容器の設置及び管理)

第4条 条例第12条に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理は、次のとおりとする。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。
- (3) 回収容器は、安定性があり、容易に転倒しないものであること。
- (4) 回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に設置すること。
- (5) 回収容器は、空き缶等があふれて散乱することのないようにするとともに、その周囲を清潔に保つこと。

(路上喫煙禁止区域の指定の告示及び掲示)

第5条 条例第17条第3項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定の区域の名称
- (2) 指定の区域
- (3) 指定の区域内において喫煙をすることができる場所(次条第1項第3号において「喫煙場所」という。)
- (4) 指定する年月日
- (5) 禁止行為をした場合の措置

2 条例第17条第3項の規定による掲示は、前項各号に準ずる事項を表示した掲示板及び路上喫煙禁止区域であることを示す路面標示又は標識板を設置することにより行うものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更及び解除の告示)

第6条 条例第18条第2項において準用する条例第17条第3項の規定による指定の変更の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 変更する指定の区域の名称
- (2) 変更する指定の区域

(3) 変更する喫煙場所

(4) 変更する年月日

2 条例第18条第2項において準用する条例第17条第3項の規定による指定の解除の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 解除する指定の区域の名称

(2) 解除する指定の区域

(3) 解除する年月日

(クリーンひらつか指導員)

第7条 条例第20条第1項に規定するクリーンひらつか指導員(以下「指導員」という。)は、市の職員及び清潔なまちづくりのための指導力及び識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 指導員は、その身分を示す証明書(第1号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(クリーンひらつか推進員)

第8条 条例第20条第2項に規定するクリーンひらつか推進員は、市内において美化活動を行う市民及び事業者のうちから、市長が委嘱する。

(指導及び勧告)

第9条 条例第21条の規定による指導は口頭により、勧告は書面により行うものとする。

2 前項の書面は、勧告書(第2号様式)とする。

(命令)

第10条 条例第22条の規定による命令は、命令書(第3号様式)により行うものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日規則第17号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

7 一般廃棄物の処理手数料改定経過表

令和7年3月31日現在

種 別	区 分		単 位	S55,56	57,58	59,60	61,62	63～H3	4～7	8～11	12	13～15	16～19	20,21	22～24	25～27	28～R1	R2～R6	R7～													
ごみ等	特定料金	事業活動		円/kg	5	7		10		12	17	20		22	26	33		46	55	58												
	臨時料金	一般家庭	市の収集	円/kg	4	6				8	11	12				20		30		33												
				円/㎡	800	1,100				1,500	2,000	2,200				2,500		3,000		3,500												
			家電リサイクル法対象品の運搬		円/1件								2,000						2,500													
			直接搬入	円/kg	2	3					4	6				100/10kg			150/10kg	220/10kg	290/10kg											
				円/㎡	400	550																										
			事業活動	埋立地	円/kg	3	5			6		9	12				180/10kg	200/10kg	220/10kg		280/10kg	290/10kg										
		円/㎡			500	850			1,000																							
		焼却場		円/kg	4	6			7		10	13																				
				円/㎡	650	1,000			1,200																							
		破砕場		円/kg	5	7			8		10	13																				
	円/㎡			850	1,200			1,400																								
	し尿	定額料金	一般家庭		1人月額	110	130	150	160	180		210						310	465	700	900											
		従量料金	(1) 事業者		円/ℓ	3円80	4円50	5円20	5円60	6円30					9			13	18	24	29											
(2) (1)以外			円/ℓ	2円50	2円90	3円30	3円50	3円90		4円20					6	9	13	19														
動物の死体	市が収集運搬			円/1個体	1,000				1,800		3,000					6,000	8,000	12,000		13,000												
	直接搬入			円/1個体	700				1,200		2,000					5,000		7,000		7,500												
一般廃棄物	収集業又は運搬業	許可	円/1件							5,000	10,000						10,000															
		変更の許可	円/1件																													
		許可証の再交付	円/1件														5,000															
	処分業	許可	円/1件							5,000	10,000								10,000													
		変更の許可	円/1件																													
		許可証の再交付	円/1件																5,000													
浄化槽清掃業		許可	円/1件							5,000	10,000					10,000																
		許可証の再交付	円/1件																5,000													

8 平塚市一般廃棄物処理業許可業者一覧

(令和7年3月31日現在)

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

主たる事務所が市内に所在

	会社名	所在地	電話番号
1	(有)小山田商店	東中原2-20-23	31-8140
2	(株)クリーンサービス	大神8-19-35	54-4965
3	神奈川環境開発(株)	中堂16-11	21-4792
4	(有)岡田商事	徳延470-1	33-3558
5	(有)遠藤商店	桜ヶ丘13-48	23-4289
6	(株)神奈中商事	東八幡3-15-3	27-2201
7	(株)阿賀野商事	西真土3-21-21	55-4776
8	(株)総合サービス	代官町19-14	23-6861
9	(株)タカハラ	四之宮6-8-13-507	54-2514
10	(株)白石興業	中堂16-11	22-3238
11	(株)郵生	四之宮1-2-30	33-3108
12	(株)ニッセイ	四之宮2-14-5	22-1398
13	カナキン(株)	東八幡3-1-1	91-1717
14	(有)西岡商店	めぐみが丘1-2-5	50-5012
15	(株)日装	纏307-9	34-4239
16	(有)門倉総合サービス	徳延334-56	33-2276
17	(株)エス・ケイ・デイ	四之宮1-8-56	32-0753
18	(有)サンクリーン	千石河岸41-9	79-8552
19	(株)柏木組土木	真田2-1-1	58-1053
20	(有)青木商店	中堂15-12	25-1138
21	平塚環興(株)	横内4033	55-0549
22	(有)光真	出縄293-2	32-8400
23	(株)サンエーヒラツカ	四之宮4-20-19	55-9666
24	江南清掃(有)	諏訪町30-18	31-1197
25	(有)信総商事	田村1-19-1	53-0486
26	(有)王生商事	南金目794-4	59-1269
27	(株)幸友造園土木	豊田宮下816-2	31-3082
28	大新商事(株)	東八幡2-9-7	23-0265
29	森田金属(株)	中堂17-11	24-9798
30	有澤商店	公所396-9	59-4620
31	(株)エスワイエムエー	万田3-37-9	37-5660
32	(有)千秀商会	岡崎3944-15	58-6131
33	(有)丸文建材	城所322	55-0769
34	(株)秋元房次郎商店	宮松町6-9	21-2020
35	(株)湘南美装	八重咲町2-2シーホース湘南ビル4階	22-1494
36	相信産業(株)	南金目658	58-0438
37	(株)健装	南金目324-2	50-3518
38	上田商店	御殿4-1-32-5	72-8157
39	(株)竹内建設	長瀬1-14	0465-81-5344
40	(株)湘南リユース	須賀2632-2	26-7927

主たる事務所が市外に所在

	会社名	所在地	電話番号
41	(有)内田商事	大磯町虫窪192	0463-72-5511
42	(株)鈴木商店	茅ヶ崎市矢畑1106-1	0467-73-8201
43	東洋興業(株)	横浜市神奈川区羽沢南2-38-1	046-264-3000
44	(有)タチオカ商会	伊勢原市下糟屋東3-14	0463-93-7716
45	(有)長澤商事	厚木市金田996	046-294-3196
46	(株)アオイ	厚木市水引1-4-6	046-224-8661
47	(有)上野商店	茅ヶ崎市下町屋1-10-13	0467-82-3318
48	中央カンセー(株)	厚木市恩名1-11-31	046-221-1102
49	(株)アクト・エア	愛甲郡愛川町角田3667	046-280-1112
50	(株)セクメット	秦野市戸川115	0463-74-1155
51	(株)滝田商会	横浜市港南区野庭町1706-1	045-846-5383
52	(有)環境美化サービス	茅ヶ崎市堤1602	0467-52-4287
53	サン興産(株)	茅ヶ崎市赤羽根2259	0467-53-3553
54	山崎商工美化サービス(株)	茅ヶ崎市赤羽根4264	0467-52-5520
55	日本ダスト(株)	川崎市川崎区鋼管通2-2-2	0463-25-0898
56	(有)清水商店	伊勢原市沼目5-17-24	0463-94-3453
57	(有)ダイコー商事	伊勢原市沼目4-27-22	0463-92-3116
58	(株)タズミ	綾瀬市吉岡709	0467-77-1847
59	(株)カネダ	藤沢市鶴沼神明3-9-3	0466-25-7785
60	リネックス(有)	大磯町月京29-3	0463-72-2863
61	(株)駿河サービス工業	御殿場市保土沢231-1	0550-89-5158
62	(株)タケエイ	東京都港区芝公園2-4-1-A-10F	03-6361-6830
63	(株)富士建設	足柄上郡中井町井ノ口2444-1	0465-81-0070
64	(有)湘南カンセー	藤沢市城南2-2-8	0466-35-8695
65	(有)服部商店	藤沢市立石4-2422	0466-82-7225
66	(株)グリーントーカーズ	横浜市中区不老町3-14-2-506	0467-78-7511
67	(株)二見	小田原市中町3-13-22	0465-23-3125
68	(株)湘南総建	茅ヶ崎市下町屋1-5-12	0467-38-7878
69	(有)小巻環境サービス	秦野市平沢240-1	0463-84-7082
70	(有)竹内商店	茅ヶ崎市赤松町7-42	0467-52-3297
71	(有)賀頌	海老名市本郷1570-1	046-238-3665
72	(有)浅野商店	小田原市東町1-13-33	0465-34-3121
73	(株)大環サービス	大和市柳橋4-2-19	046-265-6630
74	(有)寒川公衆衛生社	寒川町一之宮4-11-32	0467-75-0070
75	(株)ホットクリーンサービス	海老名市社家6-22-1	046-239-3188
76	(株)共栄商社	藤沢市打戻2073	0466-48-1888
77	(有)坂本商店	茅ヶ崎市萩園2863	0467-82-1384

(2) 一般廃棄物処分業許可業者一覧

主たる事務所が市内に所在

	会社名	所在地	電話番号	備考
1	(有)青木商店	中堂15-12	25-1138	中間処理(破碎、機械選別)

平塚市環境部
令和 6 年度 清掃事業の概要

令和 7 年 9 月発行

編集・発行 平塚市環境部環境政策課
〒254-8686 平塚市浅間町 9 番 1 号
電 話 0463-21-9762
F A X 0463-21-9603
E-mail kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp